

人事委員会年報



【ふじのくにしずおか富嶽三十六景】13景 潤井川(写真提供:静岡県観光協会)

令和4年度版

静岡県人事委員会

はじめに



静岡県人事委員会は、人事行政の専門的機関として、県職員の採用試験の実施や、県職員の給与、勤務時間等の勤務条件についての県議会及び知事への勧告、また、不利益処分に関する職員からの審査請求の審査などの事務を行っています。

この年報は、令和4年度に実施したこのような事務の概要をまとめたものです。また、採用試験の実施や給与の勧告の状況等については、経年の推移を資料編として掲載しました。

県民の皆さまや関係各位にとりまして、この年報が、人事委員会の行う事務について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和5年6月

静岡県人事委員会委員長 小川 良昭

目次

< 本 編 >

第1章 組織及び運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会の開催状況	3
5	事務局組織及び事務分掌	22

第2章 任用関係

1	競争試験の状況	25
2	選考の状況	30
3	応募者確保対策	31

第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告及び勧告	33
2	調査・研究	34
3	人事委員会規則の制定・改廃の状況	35
4	給与の支払監理	35

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

1	勤務条件に関する措置要求	36
2	不利益処分に関する審査請求	36
3	苦情相談	37
4	労働基準監督機関としての職権の行使	37
5	時間外勤務命令の上限規制	38
6	管理職員等の範囲の指定	39
7	贈与等の報告書の審査	39
8	退職手当の支給制限等の処分の調査審議	39

< 資 料 編 >

1	職員の推移	40
2	県職員採用試験・警察官採用試験の状況	42
3	職員の給与等に関する報告及び勧告の状況	50
4	ラスパイレス指数の推移	59
5	職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移	61
6	勤務条件に関する措置要求の推移	62
7	不利益処分に関する審査請求の推移	62
8	苦情相談の受付処理状況	63
人事委員会事務局の基本理念と行動指針		64

<本 編>

第 1 章 組織及び運営

人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度等の人事管理が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックし、専門的視点からの調査研究や勧告などを行う機関として地方公務員法に基づき設置されている公平・中立な第三者機関です。

このような役割を果たすため、人事委員会では、公平かつ透明性のある県職員採用試験の実施、民間事業所の給与実態調査を踏まえた議会及び知事への勤務条件に関する報告・勧告、さらに、職員からの不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の審査などの業務を行っています。

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、静岡県においては、昭和 26 年 6 月 12 日静岡県人事委員会設置条例（昭和 26 年静岡県条例第 28 号）により人事委員会が設置されました。

2 人事委員会委員

人事委員会は 3 人の委員をもって構成する合議制の行政委員会であり、その委員は議会の同意を得て知事が選任します。

任期は 4 年であり、令和 5 年 4 月 1 日現在の委員は次のとおりです。

職名	氏名	任期	備考
委員長 (非常勤)	小川 良昭	H20. 8. 1 ~ H22. 7. 30 H22. 7. 31 ~ H26. 7. 30 H26. 7. 31 ~ H30. 7. 30 H30. 7. 31 ~ R 4. 7. 30 R 4. 7. 31 ~ R 8. 7. 30	5 期目 弁護士 委員長就任 H23. 7. 15
委員 (非常勤)	岡部 比呂男	R 1. 7. 15 ~ R 5. 7. 14	1 期目 元会社役員
委員 (常勤)	佐藤 典生	R 3. 8. 12 ~ R 7. 8. 11	1 期目 元県職員 委員長職務代理者

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されており、これを大別すると次のとおりです。

(令和5年4月1日現在)

行政権限	人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること
	人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること
	人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び知事に勧告すること
	職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと
	職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること
	職員の苦情を処理すること
	職員団体の登録、労働基準監督機関としての権限の行使、贈与等報告書の審査、退職管理の適正の確保等を行うこと
準立法的権限	人事委員会の権限に属する事項について人事委員会規則を制定すること
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

4 人事委員会の開催状況

令和4年度に開催した人事委員会の会議は31回（定例会26回、臨時会5回）で、計178件の事案について審議等を行いました。

回数	開催年月日	区分	内 容
1	R 4. 4. 5	議題	公平審査
		報告	令和3年度給与支払監理等の実施結果
			令和3年度職員からの苦情相談の状況
			公平委員会事務の受託の終了
2	R 4. 4. 20	議題	職員の給与に関する規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
		報告	令和4年職種別民間給与実態調査の実施
3	R 4. 5. 11	議題	公平審査
			公平審査
			公平審査
			一般職の任期付職員の採用の承認等
			職員採用試験における新型コロナウイルス感染症への対応
			令和4年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）の実施
			令和4年度静岡県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施
			令和4年度静岡県職員採用試験（短期大学卒業程度）の実施
			令和4年度静岡県職員（職務経験者）採用試験の実施
			令和4年度静岡県職員（障害のある方）採用試験の実施
			令和4年度静岡県職員（就職氷河期世代）採用試験の実施
4	R 4. 5. 25	議題	公平審査
		報告	一般職の任期付職員の採用の承認等の変更

回数	開催年月日	区分	内 容
5	R 4. 6. 15	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			選考の結果並びに職務の級及び初任給の決定の特例承認
			静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
			公平審査
		職員採用試験における新型コロナウイルス感染症への対応（第 2 次試験）	
報告	勤務条件に関する措置要求		
6	R 4. 6. 29	議題	公平審査
			勤務条件に関する措置要求
		報告	令和 4 年職種別民間給与実態調査の実施結果
7	R 4. 7. 13	議題	公平審査
			公平審査
			公平審査
			静岡県警察官 A 採用試験（第 1 回）採用候補者名簿の確定
			令和 4 年度静岡県警察官 A 採用試験（第 2 回）の実施
			令和 4 年度静岡県警察官 B 採用試験の実施
			静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正
臨1	R 4. 8. 1	議題	委員長の選任
			委員長職務代理者の指定
8	R 4. 8. 24	議題	令和 4 年における職員の特別休暇の特例に関する規則の制定（夏季休暇の取得期間の延長）
			管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
			静岡県職員採用候補者名簿（大学卒業程度）の確定

回数	開催年月日	区分	内 容
8	R 4. 8. 24	議題	一般職の任期付職員の任期の更新の承認
			贈与等報告書の審査
		報告	令和 4 年人事院勧告の概要
			令和 4 年人事委員会勧告に向けた作業スケジュール
9	R 4. 8. 31	議題	令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			公平審査
			公平審査
			静岡県職員採用候補者名簿(職務経験者)の確定
10	R 4. 9. 7	議題	静岡県職員の育児休業等に関する規則・運用通知等の一部改正
			公平審査
		報告	公平審査
11	R 4. 9. 14	議題	令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則による時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を命じた職員等の状況(令和 3 年度分)
			静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則による時間外在校等時間の上限時間を超えた職員の状況(令和 3 年度分)
			公平審査
12	R 4. 9. 21	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			時間外勤務上限規制に係る指導助言通知の文案協議
			時間外在校等時間上限規制に係る指導助言通知の文案協議
13	R 4. 9. 28	議題	令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告
			令和 4 年台風第 15 号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置
			公平審査
			公平審査
		報告	解雇予告除外認定

回数	開催年月日	区分	内 容
14	R 4. 10. 4	議題	令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告
15	R 4. 10. 14	議題	令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告 令和 4 年度静岡県職員（職務経験者）採用試験の実施
16	R 4. 11. 2	議題	職員の退職手当に関する規則の一部改正 年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則の制定 準特地公署の指定について（通知）の改正及び辺地公署に勤務する職員の優遇措置要綱（警察本部）の改正に係る承認 公平審査 公平審査 公平審査 静岡県職員採用候補者名簿（高等学校卒業程度）の確定 静岡県職員採用候補者名簿（短期大学卒業程度）の確定 静岡県職員採用候補者名簿（障害のある方）の確定 静岡県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代）の確定
臨2	R 4. 11. 9	議題	公平審査
17	R 4. 11. 16	議題	管理職手当に関する規則の一部改正 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正 初任給調整手当に関する規則の一部改正 特地勤務手当等に関する規則の一部改正 公平審査 公平審査 公平審査 静岡県職員の定年等に関する規則等の制定等 大学卒業程度（土木・建築・獣医師・薬剤師）の採用試験制度の改善 給与等報告書の審査
		報告	解雇予告除外認定

回数	開催年月日	区分	内 容
臨3	R 4. 11. 29	議題	公平審査
			職務の級の決定の特例の承認に関する事務局長専決
18	R 4. 12. 2	議題	地方公務員法第5条第2項に基づく意見
			職員の給与に関する規則の一部改正及び暫定再任用職員に対する給料の調整額に係る経過措置に関する取扱いについて（通知）の制定
			職員の給与に関する条例附則第16項等の規定による給料に関する規則の制定
			義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
			管理職手当に関する規則の一部を改正する規則案等の修正
			公平審査
			公平審査
19	R 4. 12. 13	議題	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正
			静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則の制定
			令和4年台風第15号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について（通知）の廃止
			公平審査
			公平審査
			静岡県警察官A（第2回）及び警察官B採用候補者名簿の確定
			公平審査
20	R 4. 12. 22	議題	令和4年度定例会開催日程の変更
			職員の給与に関する規則の一部改正及び「給料の調整額の調整基本額について（通知）」の制定
			会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
			職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則・通知の一部改正
			通勤手当に関する規則の一部改正
			公平審査
			公平審査
21	R 5. 1. 11	議題	公平審査

回数	開催年月日	区分	内 容
22	R 5 . 1 . 24	議題	静岡県職員の退職手当に関する規則及び通知の一部改正
			フルタイム会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額に関する承認
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			静岡県職員採用候補者名簿（職務経験者）の確定
			令和 5 年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）（早期試験）の実施
			競争試験によることが適当でないと認める職
			令和 5 年度以降の静岡県職員（就職氷河期世代）採用試験の実施
臨4	R 5 . 2 . 1	議題	公平審査
23	R 5 . 2 . 8	議題	職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正
			給与条例附則第 16 項等の規定による給料に関する規則の運用について（通知）の制定
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			令和 5 年度静岡県職員・警察官採用試験の実施予定
			令和 5 年度静岡県警察官 A・B 採用試験の改善
24	R 5 . 2 . 15	議題	地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく意見
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正
			校長の管理職手当支給区分の見直し
			時間外在校等時間の状況に係る報告様式の一部改正
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			令和 5 年度静岡県警察官 A 採用試験（第 1 回）の実施
			一般職任期付職員の任期の更新の承認
			一般職任期付職員の採用の承認
			競争試験によることが適当でないと認める職
			贈与等報告書の審査

回数	開催年月日	区分	内 容
臨5	R 5. 3. 7	議題	令和 5 年度定例会の開催日程等
			60 歳超の任期付職員、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員における号給決定の特例について(承認申請)の変更承認
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
25	R 5. 3. 15	議題	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
			静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則・通知の一部改正
			職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正の修正等
			静岡県へき地手当支給規則の一部改正(同意)
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			競争試験によることが適当でないと認める職
			一般職任期付職員の採用の承認等
			一般職任期付研究員の採用の承認
		報告	令和 4 年度事業所調査の実施結果
			公平審査
26	R 5. 3. 24	議題	令和 5 年度定期人事異動に伴う出向の命令及び任命
			人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正
			人事委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正
			人事委員会が保有する保有個人情報記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱の制定
			静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部改正
			職員の給与に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部改正

回数	開催年月日	区分	内 容
26	R 5 . 3 . 24	議題	校長等の管理職手当の支給割合について(通知)の一部改正
			職務の級の決定及び管理職手当の区分の特例に関する承認
			本庁に勤務する医師の給料表の適用範囲及び職務の級の決定の特例の承認
			主任職への昇格の特例の承認
			公平審査
			勤務条件に関する措置要求
			勤務条件に関する措置要求
			静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正
			令和5年度静岡県職員採用試験(大学卒業程度)(早期試験)第1次試験における新型コロナウイルス感染症への対応
		報告	公平審査
	勤務条件に関する措置要求		
合計	合計 31回 (定例会 26回) (臨時会 5回)	合計 178件 (議題 161件) (報告 17件) (その他 0件)	

人事委員会の会議の様子



左から、佐藤委員、小川委員長、岡部委員(令和5年度撮影)

(1) 意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行いました。

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 4. 6. 15 (R 4. 6. 15)	令和4年6月 県議会定例会 第89号	静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業制度について、国家公務員及び民間労働者と同様に定めるための所要の改正	異議なし
R 4. 9. 21 (R 4. 9. 21)	令和4年9月 県議会定例会 第108号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（静岡県職員の定年等に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正、職員の分限に関する条例の一部改正、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、静岡県職員の旅費に関する条例の一部改正、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部	地方公務員法の改正等に伴い、職員の定年引上げに関する制度を整備するための所要の改正等	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
R 4 . 9 . 21 (R 4 . 9 . 21)	令和 4 年 9 月 県議会定例会 第 108 号	改正、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正、静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正、静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び静岡県定年退職者等の再任用に関する条例の廃止に係る部分に限る。)	地方公務員法の改正等に伴い、職員の定年引上げに関する制度を整備するための所要の改正等	異議なし
R 4 . 9 . 21 (R 4 . 9 . 21)	令和 4 年 9 月 県議会定例会 第 109 号	静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	地方公務員法等の改正等に伴い、退職手当額の計算の特例や失業者の退職手当の特例措置を定めるための所要の改正	異議なし
R 4 . 9 . 21 (R 4 . 9 . 21)	令和 4 年 9 月 県議会定例会 第 110 号	高齢者部分休業に関する条例	地方公務員法に基づき高齢者部分休業制度を導入するための新たな条例の制定	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 4.12.2 (R 4.12.2)	令和4年12月 県議会定例会 第143号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給 与に関する条例の一 部改正、静岡県一般 職の任期付研究員の 採用等に関する条例 の一部改正、静岡県 一般職の任期付職員 の採用等に関する条 例の一部改正及び会 計年度任用職員の給 与等に関する条例の 一部改正に係る部分 に限る。）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき給料表 及び期末手当・勤勉 手当の改定を行うた めの所要の改正	異議 なし
R 4.12.2 (R 4.12.2)	令和4年12月 県議会定例会 第144号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき給料表 及び期末手当・勤勉 手当の改定を行うた めの所要の改正	異議 なし
R 4.12.2 (R 4.12.2)	令和4年12月 県議会定例会 第145号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき給料表 及び期末手当・勤勉 手当の改定を行うた めの所要の改正	異議 なし
R 5.2.15 (R 5.2.15)	令和5年2月 県議会定例会 第25号	静岡県教職員の特殊 勤務手当に関する条 例の一部を改正する 条例	「県立ふじのくに中 学校」の令和5年4 月開学に伴い、特殊 勤務手当を新設する ための所要の改正	異議 なし

(2) 規則の制定・改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
1-57	R 4.11.2 R 4.11.11 (R 5.4.1)	年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、60 歳に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関して必要な事項を定めるための規則の制定
1-58	R 5.3.24 R 5.3.29 (R 5.4.1)	人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
1-59	R 5.3.24 R 5.3.31 (R 5.3.31)	人事委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴う所要の改正
1-60	R 5.3.24 R 5.3.31 (R 5.3.31)	静岡県人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局の文書等の管理体制を明確化するための所要の改正
7-1258	R 4.4.20 R 4.4.26 (R 4.3.28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1259	R 4.9.7 R 4.9.16 (R 4.10.1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1260	R 4.11.2 R 4.11.11 (R4.7.1) (R4.10.1)	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の退職手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1261	R 4.12.2 R 4.12.9 (R 5.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1262	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1263	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	60歳超職員における給料の7割措置等の導入に伴う所要の改正
7-1264	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1265	R 4.11.16 (R 4.12.2 修正) R 4.12.9 (R 5.4.1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	60歳超職員における給料の7割措置等の導入に伴う所要の改正
7-1266	R 4.12.2 R 4.12.9 (R 5.4.1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1267	R 4.12.2 R 4.12.9 (R 5.4.1)	職員の給与に関する条例附則第16項等の規定による給料に関する規則	管理監督職勤務上限年齢による降任等の導入に伴い、当該降任等となる職員に支給する管理監督職勤務上限年齢調整額の算出方法を定めるための規則の制定
7-1268	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1269	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1270	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1271	R 4.12.13 R 4.12.27 (R 5.4.1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
7-1272	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 4.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1273	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 4.12.1) (R 5.4.1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1274	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 5.4.1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	高齢者部分休業制度等の導入に伴う所要の改正
7-1275	R 4.12.22 R 4.12.27 (R 4.12.27)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1276	R 5.1.24 R 5.2.3 (R 5.4.1)	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	高齢者部分休業制度の導入に伴う所要の改正
7-1277	R 5.2.15 R 5.3.14 (R 5.3.20)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1278	R 5.2.15 R 5.3.14 (R 5.3.20)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1279	R 5.3.15 R 5.3.28 (R 5.4.1)	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	手当の併給調整に係る規定についての所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1280	R 5. 3. 15 R 5. 3. 29 (R 5. 4. 1)	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1281	R 5. 3. 24 R 5. 3. 29 (R 5. 4. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
7-1282	R 5. 3. 24 R 5. 3. 29 (R 5. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
9-6	R 4. 11. 16 R 4. 11. 25 (R 4. 11. 25) (R 5. 4. 1)	静岡県職員の定年等に関する規則	静岡県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規則の制定 (静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則の廃止)
9-7	R 4. 11. 16 R 4. 11. 25 (R 4. 11. 25) (R 5. 4. 1)	定年退職者等の暫定再任用に関する規則	静岡県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規則の制定
12-22	R 4. 12. 19 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
12-23	R 5. 3. 15 R 5. 3. 28 (R 5. 4. 1)	職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則	災害発生時における国の特別休暇の規定に合わせるための所要の改正
13-109	R 4. 8. 24 R 4. 8. 26 (R 4. 8. 26)	令和4年における職員の特別休暇の特例に関する規則	夏季休暇の取得期間にかかる規則の制定

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
13-110	R 4. 9. 7 R 4. 9. 16 (R 4. 10. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正
13-111	R 4. 12. 13 R 4. 12. 20 (R 5. 1. 4) (R 5. 4. 1)	静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則	高齢者部分休業制度の導入に伴う規則の制定
13-112	R 4. 12. 13 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
13-113	R 4. 12. 19 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
13-114	R 4. 12. 19 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正
14-193	R 4. 6. 15 R 4. 6. 24 (R 4. 6. 24)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の機関の改廃に伴う所要の改正
14-194	R 4. 8. 24 R 4. 8. 30 (R 4. 8. 30)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴う管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
15-34	R 4. 7. 13 R 4. 7. 26 (R 4. 8. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概 要
15-35	R 5. 3. 24 R 5. 3. 31 (R 5. 4. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正
18-2	R 4. 12. 13 R 4. 12. 27 (R 5. 4. 1)	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	定年前再任用短時間勤務制度等の導入に伴う所要の改正

(2) 委員による現地視察

職場や業務等に対する委員の理解を深めることを目的に、職員の勤務状況や職場環境などを実地に見聞しています。

令和4年度は次のとおり実施しました。

R 4. 10. 25	中部地区	<ul style="list-style-type: none">・ ふじのくに地球環境史ミュージアム・ 県立工科短期大学校 静岡キャンパス
-------------	------	--



ふじのくに地球環境史ミュージアム



ふじのくに地球環境史ミュージアム



県立工科短期大学校 静岡キャンパス

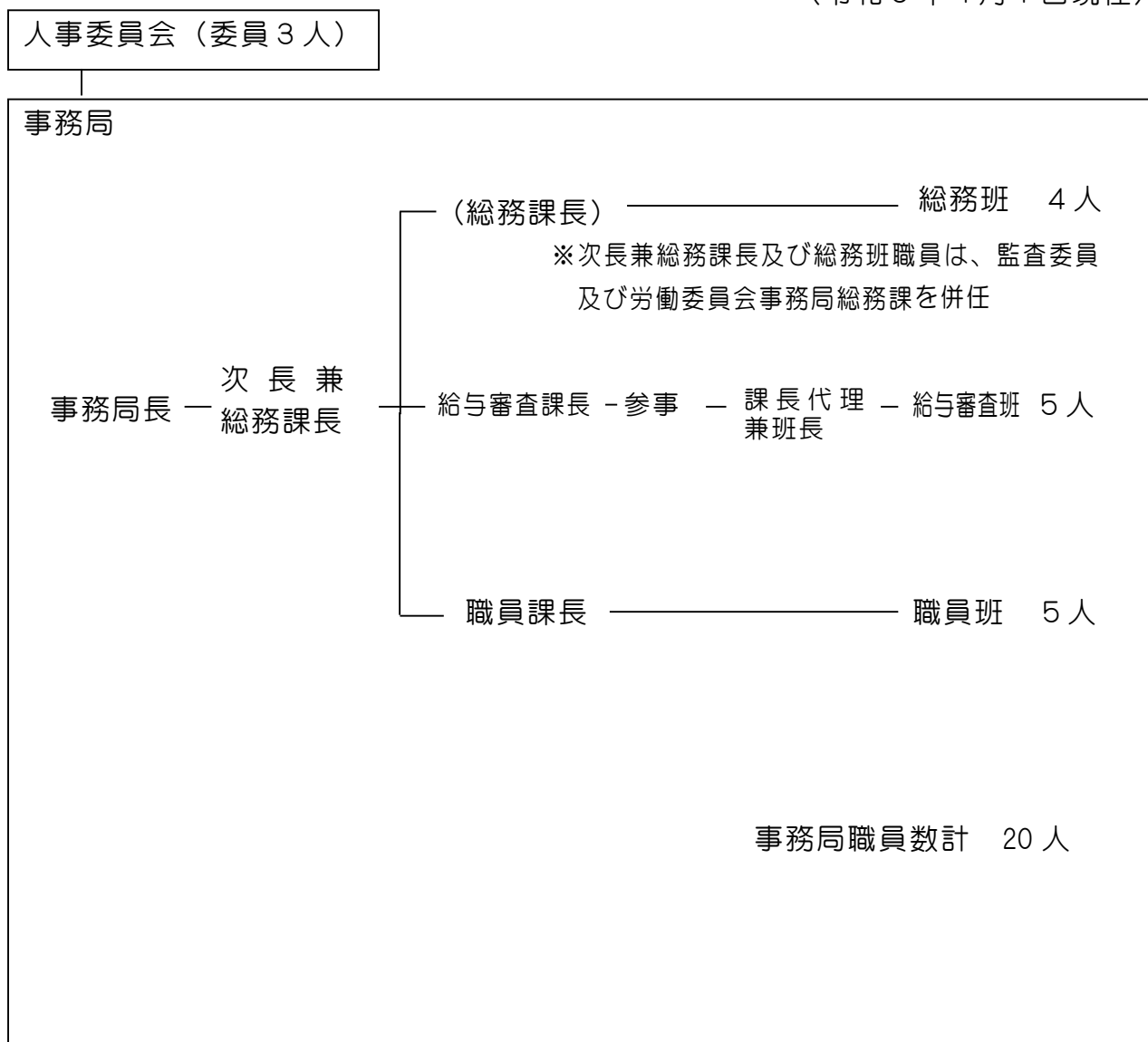


県立工科短期大学校 静岡キャンパス

5 事務局組織及び事務分掌

(1) 組織

(令和5年4月1日現在)



(2) 事務分掌

○総務課

- ・ 人事委員会の会議に関する事
- ・ 公印に関する事
- ・ 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事及び研修に関する事
- ・ 事務局職員の福利厚生に関する事
- ・ 予算及び経理に関する事
- ・ 財産及び物品の管守に関する事
- ・ 文書等の收受、発送、保存及び管理に関する事
- ・ 広報に関する事
- ・ 事務局内各課の連絡調整及び事務局内他課の所掌に属しない事務に関する事

○給与審査課

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関する事
- ・ 職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事
- ・ 職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関する事
- ・ 人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関する事
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告する事
- ・ 職員の分限、懲戒及び服務に関する事
- ・ 職員に対する給与の支払の監理に関する事
- ・ 人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関する事
- ・ 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事
- ・ 職員に対する不利益処分についての審査請求の審査に関する事
- ・ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関する事
- ・ 職員からの苦情相談に関する事
- ・ 労働基準監督機関の職権の行使に関する事
- ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則 13-32）で定めるところによる限度時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の報告、指導、助言、承認又は命令等に関する事
- ・ 受託した市町村等の公平委員会事務に関する事
- ・ 管理職員等の範囲の指定に関する事
- ・ 職員団体の登録に関する事
- ・ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事

- ・静岡県職員倫理規則（平成 13 年静岡県規則第 9 号）の制定又は改廃に関して、知事に意見を申出ること
- ・職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと
- ・職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと
- ・職員倫理規則の遵守のための体制整備に関し、任命権者に助言を行うこと
- ・職員倫理規則で定めるところにより、職員からの贈与等の報告に係る審査を行うこと

○職員課

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること
- ・職員に関する制度についての研究の成果の議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること
- ・職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び長に対する意見の申出に関すること
- ・人事行政の運営に関し、任命権者に対する勧告に関すること
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること
- ・職員の人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること
- ・職員採用の競争試験、選考その他任用に関すること
- ・研修及び人事評価に関すること
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること
- ・人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他便宜授受のため国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること
- ・退職管理の適正の確保に関すること

第2章 任用関係

1 競争試験の状況

職員の任用は、試験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行います。この原則に基づき、職員の採用は、競争試験により行い、例外的に選考によることができます。（地方公務員法第17条の2第1項）

人事委員会では、任命権者から提出される職員採用計画に基づき、公平かつ透明性のある採用試験を実施しています。

また、職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとされていますが、警察官の3種類の職については競争試験及び選考が行われています。競争試験及び選考に関する事務は人事委員会の権限とされていますが、その実施については、任命権者に委任しています。

(1) 令和4年度 採用試験の実施日程

(数字は月日)

試験の区分	公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
			試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
大学卒業程度	5.13	5.13～ 5.27	6.19	6.29	7.12～ 8.12	8.26
短期大学卒業程度	5.13	8.1～ 8.24	9.25	10.4	10.18～ 10.26	11.7
高等学校卒業程度						
職務経験者		5.25～ 6.10	7.10	8.2	8.15～8.22	9.2
職務経験者（定期外） （獣医師）	10.14	10.17～ 11.30	12.11	12.21	R5.1.11～ 1.13	R5.1.27
障害のある方	5.13	5.31～ 6.24	9.18	9.29	10.13～ 10.20	11.7
就職氷河期世代		7.29～ 8.12	9.25	10.4	10.18～ 10.26	11.7

試験の区分		公告日	受付期間	第1次試験		第2次試験	
				試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
警察官 A (大卒)	一般	3. 1	3. 1 ～ 4. 5	5. 8	5. 13	5. 21～5. 22 6. 20～7. 5	7. 15
	自己推薦						
	一般2回目						
警察官 B (大卒以外)	一般	7. 22	7. 22 ～ 8. 26	9. 18	9. 30	10. 15～10. 23 11. 21～12. 6	12. 16
	自己推薦						

静岡県職員募集総合案内

ともに創ろう静岡県の未来

静岡未来クリエイター 大募集

富士山が見える
仕事があるから楽しい
働きやすいから帰りたい
多岐にわたる職種の中から
自分に合った職種を探そう

静岡県で働く。チームで働く。

静岡未来クリエイター

令和5年度 静岡県職員採用

静岡県職員募集サイト
https://www.pref.shizuoka.jp/vital/employment/

静岡県人事委員会事務局
〒420-8501 静岡市清水区藤原5-1-1
Tel: 054-221-3273
E-mail: shokun@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県職員採用案内

ともに創ろう静岡県の未来

静岡未来クリエイター 大募集

富士山が見える
仕事があるから楽しい
働きやすいから帰りたい
多岐にわたる職種の中から
自分に合った職種を探そう

静岡県で働く。チームで働く。

静岡未来クリエイター

令和5年度 静岡県職員採用

静岡県職員募集サイト
https://www.pref.shizuoka.jp/vital/employment/

静岡県人事委員会事務局
〒420-8501 静岡市清水区藤原5-1-1
Tel: 054-221-3273
E-mail: shokun@pref.shizuoka.lg.jp

令和5年度 採用PRチラシ

(2) 採用試験の実施結果

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合 格者数 B	倍率 A/B
大 学 卒 業 程 度	行 政 I	85	376	290	255	228	111	2.6
	行 政 II	40	278	202	121	103	45	4.5
	小 中 学 校 事 務	6	27	21	17	16	6	3.5
	警 察 行 政	10	86	68	36	30	12	5.7
	行政(静岡がんセンター事務)	2	16	10	9	9	2	5.0
	土 木	18	40	32	28	24	20	1.6
	農 業	11	73	55	38	37	11	5.0
	林 業	6	24	19	18	18	9	2.1
	農 業 土 木	7	14	9	9	9	8	1.1
	建 築	6	10	8	6	6	5	1.6
	獣 医 師	9	2	2	2	1	1	2.0
	薬 剤 師	7	19	9	9	8	8	1.1
	保 健 師	6	17	17	15	12	8	2.1
	栄養士(管理栄養士)	1	17	9	7	7	1	9.0
	心 理 学	3	16	11	8	8	4	2.8
	児 童 福 祉	6	23	17	12	11	7	2.4
	水 産	3	19	12	12	10	4	3.0
	電 気	4	10	8	7	6	6	1.3
	電 気(研究)	2	2	1	1	1	1	1.0
	機 械	1	5	1	1	1	1	1.0
	機 械(研究)	1	4	4	3	3	1	4.0
	工 業 化 学	1	10	7	7	7	2	3.5
	金 属 材 料	1	2	2	2	2	1	2.0
	文 化 財	1	10	6	5	5	1	6.0
	職業訓練指導員(情報技術)	1	0	-	-	-	-	-
	少年警察補導員	3	12	8	7	7	3	2.7
	理化学鑑識(心理)	1	8	5	4	4	1	5.0
	理化学鑑識(物理)	1	10	5	4	4	1	5.0
小 計	243	1,130	838	643	577	280	3.0	
短 期 大 学 卒 業 程 度	診療放射線技師	3	21	11	11	10	3	3.7
	臨床検査技師	2	12	9	8	8	4	2.3
	歯科衛生士	1	6	5	5	5	1	5.0
	司 書	2	81	62	9	7	2	31.0
	小 計	8	120	87	33	30	10	8.7

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合 格者数 B	倍率 A/B
高等学校卒業程度	行 政	2	44	31	10	9	4	7.8
	小 中 学 校 事 務	2	27	24	9	9	2	12.0
	警 察 行 政	5	64	57	20	18	10	5.7
	土 木	3	9	9	8	8	6	1.5
	小 計	12	144	121	47	44	22	5.5
職務経験者	土 木	3	6	2	2	2	2	1.0
	建 築	2	11	6	6	5	3	2.0
	獣 医 師	3	5	4	4	4	3	1.3
	保 健 師	1	2	2	2	2	0	-
	心 理	1	2	2	2	1	1	2.0
	児 童 福 祉	3	12	12	12	12	4	3.0
	医療社会福祉(精神保健福祉士)	1	3	2	2	2	1	2.0
	歯 科 衛 生 士	1	1	1	1	1	1	1.0
	診 療 情 報 管 理 士	1	3	2	2	2	1	2.0
	小 計	16	45	33	33	31	16	2.1
	獣医師(定期外)	8	6	6	6	6	4	1.5
	小 計	8	6	6	6	6	4	1.5
障害のある方	行 政	4	51	33	25	25	4	5.5
	小 中 学 校 事 務	1					1	
	警 察 行 政	1					1	
	小 計	6	51	33	25	25	6	5.5
就職氷河期世代	行 政	3	59	43	20	19	3	14.3
	小 中 学 校 事 務	1	12	10	9	9	1	10.0
	警 察 行 政	1	10	6	6	6	1	6.0
	小 計	5	81	59	35	34	5	11.8

試験の区分・職種				公募数	申込者数	第1次 受験者数 A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合 格者数 B	倍率 A/B	
警察官	A	一般	男性	90	398	327	306	262	133	2.5	
			女性	16	114	82	78	62	23	3.6	
		自己推薦	男性	2	6	4	4	4	2	2.0	
			女性	2	5	5	5	5	4	1.3	
		一般 2回目	男性	10	139	85	77	70	14	6.1	
			女性	2	33	17	17	13	3	5.7	
	A 計			122	695	520	487	416	179	2.9	
	B	一般	男性	63	339	275	262	244	69	4.0	
			女性	14	107	93	90	84	14	6.6	
		自己推薦	男性	2	2	1	0	0	0	-	
			女性	2	3	3	3	3	2	1.5	
		B 計			81	451	372	355	331	85	4.4
	小 計				203	1,146	892	842	747	264	3.4
	合 計				501	2,723	2,069	1,664	1,494	607	3.4

(3) 競争試験による昇任

(単位：人、倍)

試験の区分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B	倍率 A/B
警 部	1,167	1,163	46	25.3
警 部 補	1,415	1,403	91	15.4
巡査部長	1,560	1,551	125	12.4

2 選考の状況

選考による職員の採用は、経歴、学歴、知識又は技能等の選考基準により判定し、任命権者からの請求に基づいて実施しています。

また、職員の昇任については、警察官の3種類の職について選考により実施しており、その実施については、任命権者に委任しています。

(1) 選考による採用

(単位：人)

選考の区分	任命権者				計
	知事	がんセンター 事業管理者	教育 委員会	警察 本部長	
1等職(部長、局長等)	3				3
2等職(課長等)	11	6	5		22
警視の職				3	3
競争試験によることが 適当でないと認めた職	20	74	1	46	141
計	34	80	6	49	169

(2) 選考による昇任

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警部	5
警部補	4
巡査部長	1

3 応募者確保対策

近年、国、市町及び民間企業等との人材確保の競合が発生しています。このため人事委員会では、広域行政を担う県職員の魅力・やりがいや職務内容などを積極的にPRし、応募者の掘り起こしを図っています。

(1) 県庁 仕事スタディツアー

受験者の応募段階でのミスマッチの解消と、より良い人材の確保を図るため、県職員の仕事に関心があり、将来県職員を目指したいと考えている方に対し、オンラインにて県行政の魅力を伝え、業務内容への理解を促進する取組を実施しました。

ア 実施日

令和5年2月13日(月)	行政(知事直轄組織、くらし・環境部、教育委員会)
2月14日(火)	行政(危機管理部、スポーツ・文化観光部、交通基盤部) 行政(経営管理部、健康福祉部、経済産業部)
2月15日(水)	農業、林業、農業土木、保健師、心理、児童福祉、電気、機械
2月16日(木)	土木、建築、薬剤師、小中学校事務、警察行政、獣医師

イ 内容

- ・業務等の説明
- ・採用試験の説明(人事委員会)
- ・先輩職員とのフリートーク(業務に関する質疑応答)

ウ 参加者数(延べ人数)

(単位:人)

2/13(月)	行政(知事直轄組織、くらし・環境部、教育委員会)		293	-	-	
2/14(火)	行政(危機管理部、スポーツ・文化観光部、交通基盤部)			-	-	
	行政(経営管理部、健康福祉部、経済産業部)			-	-	
2/15(水)	農業	25	林業	16	農業土木	10
	保健師	11	心理・児童福祉	15	電気・機械	9
2/16(木)	土木	22	建築	9	薬剤師	23
	小中学校事務	9	警察行政	18	獣医師	6

計 466人

エ オンライン説明の様子



(2) 大学等での説明会

県内外の大学等が開催するオンライン就職説明会などにおいて、県行政の仕事の魅力をPRしました。また、民間企業主催による合同企業説明会等に参加し、民間企業志望者に対してもアプローチを図るなど、応募者の掘り起こしに努めました。

主催者	回数	参加者数
大学等	20校	406人
民間企業	11回	553人

(3) オンラインでの個別相談

職員採用試験の受験検討者が、県職員の仕事についての不安や疑問を解消し、受験に向けた動機付けの一助とするため、オンラインでの個別相談を行い、応募者の掘り起こしに努めました。

期間	職種	参加者数
令和5年3月1日～3月14日	8職種	19人

第3章 給与関係

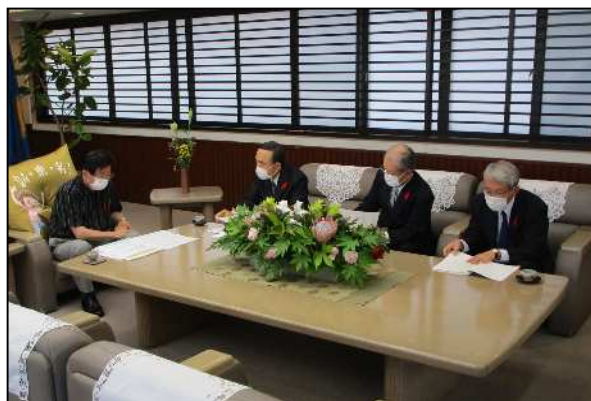
人事委員会は、地方公務員法に基づき、給料表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、議会及び知事に同時に報告しなければなりません。その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っており（情勢適応の原則）、その基礎資料とするため、県内の民間給与の実態調査等を行っています。

また、人事委員会は、給与制度の公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定・改廃、給与支払の監理等を行っています。

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条第1項第5号の規定に基づき、令和4年10月14日に議会及び知事に対して勧告を行いました。勧告までに各職員団体との話し合いを計17回行いました。

勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料を得るため、毎年、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施しています。



知事への勧告の様子



議長への勧告の様子

(1) 職員給与等実態調査

毎年、4月1日現在在職し、給与条例の適用を受ける職員等を対象に、職員数、給料、諸手当等の状況について調査しています。

<調査対象職員>

(単位：人)

行政職	教育職	公安職	その他	合計
6,319	15,702	6,166	863	29,050

(2) 職種別民間給与実態調査

毎年、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握しています。

令和4年は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内1,699民間事業所から無作為に抽出した447事業所を対象に、4月25日から6月17日までの間、令和4年4月分として支払われた従業員の給与月額等について調査しました。

調査を円滑に進めるため、授産製品を協力のお礼として渡しています。

<調査対象事業所>

調査対象事業所	調査完了事業所	調査完了率
447事業所(※)	383事業所	86.7%

※実際の調査等によって、規模の不適による事業所を除外した後の事業所数：442

<調査実人員>

初任給関係	初任給関係以外	合計
1,397人	19,172人	20,569人



局内説明会の様子



授産製品のエコバック等

2 調査・研究

本県の人事行政の運営に資するよう、地方公務員法第8条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、給与、勤務時間その他の勤務条件等の職員に関する制度について研究を行いました。

3 人事委員会規則の制定・改廃の状況

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行いました。

＜人事委員会規則の制定・改廃の状況＞ (単位：件)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
制定	0	2	0	1	4
改正	23	25	20	20	26
廃止	0	0	0	0	0

4 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、給与が条例及び規則等に則って決定され、支給されているかどうかを調査しています。

支払監理に当たっては、給与審査課の職員2人が対象機関を訪問し、資料の確認や担当者からの聞き取りを実施し、不備があったものについては速やかに是正するよう求めています。

令和4年度は2件の文書指摘、3件の口頭指摘を行いました。

＜調査対象所属数＞ (単位：所属)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度※	R4年度
知事部局	4 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
教育委員会	13 (1)	12 (2)	11 (2)	6 (2)	11 (2)
警察本部	7 (4)	7 (4)	7 (4)	4 (4)	7 (4)
計	24 (7)	25 (8)	24 (8)	16 (8)	24 (8)

(注) () は本庁の所属(内数)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8所属(学校及び警察署)の調査を中止した。

第4章 公平審査・労働基準監督等関係

公平審査は、職員の利益の保護、人事行政の公正の確保、公務の能率的な運営に資することを目的として、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求（平成28年3月31日以前は「不服申立て」。以下同じ。）等が人事委員会に対してなされた場合に、それぞれ所定の審査手続に従って処理を行うものです。

また、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、伝達その他の必要な措置を行っています。

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求については、要求事項が勤務条件に該当しない又は管理運営事項に該当する、として1件の不受理を決定しました。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	決定年月日	結果
R4. 6. 17	令和4年不受理事案	過去の人事に関わるハラメントについて調査公表すること など	R5. 3. 24	却下 (不受理)

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求については、2件の裁決を行いました。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R3. 5. 7	令和3年（審）第1号事案	懲戒減給処分を受けた職員が、処分の取消しを求めたもの	R4. 12. 22	処分承認
R元. 11. 18	令和元年（審）第3号事案	懲戒免職処分を受けた職員が、処分の取消しを求めたもの	R5. 3. 24	処分承認

3 苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理しました。

(件数)

任命権者 相談区分	知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
任用関係	1	1	2	2	0	0	2	2	5	5
給与関係	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
勤務条件関係	6	6	6	6	1	1	4	4	17	17
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
セクシュアル・ハラスメント関係	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント関係	3	3	3	3	1	1	3	3	10	10
職場のいじめ・嫌がらせ	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6
その他	6	6	2	2	1	1	1	1	10	10
計	19	19	17	17	5	5	12	12	53	53

(注) 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、20一部事務組合、1広域連合の35団体です。

4 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、労働基準監督機関としての職権を行使しました。改善すべき事項については、各事業所の責任者等に指導するほか、任命権者ごとに各事業所への指導を依頼しています。

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知事部局	72	72
教育委員会	137	137
警察本部	47	47
委員会等	7	7
計	263	263

(注) 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいいます。

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等の状況

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	2	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	3	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	1	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	150	労働基準法第36条
	小 計	156	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	2	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	66	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	5	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	44	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	18	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	2	ボイラー則第79条
	機械等設置届	2	安衛法第88条・安衛則第86条
	小 計	142	
	合 計	298	

(注) 安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいいます。

5 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和3年度における上限時間の原則及び特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、実効性のある取組を徹底するよう指導・助言を行いました。

(令和3年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	680	12	0	692
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	340	23	42	405
計	1,020	35	42	1,097

6 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めました。

(令和4年4月1日現在)

執行機関		職員数 A(人)	管理職員等数 B(人)	指定率 B/A(%)
知事部局		5,692	624	11.0
委員会等		96	35	36.5
教育委員会	事務局等	415	104	25.1
	県立学校	8,059	573	7.1
計		14,262	1,336	9.4

(注) 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいいます。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいいます。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいいます。

7 贈与等の報告書の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、任命権者から提出される贈与等の報告書を審査しました。

(令和4年1月分～12月分)

任命権者	件数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知事	9	0	8	1
教育委員会	5	0	5	0
警察本部長	0	0	0	0
委員会等	0	0	0	0
計	14	0	13	1

8 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和4年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はありませんでした。

<資料編>

1 職員の推移

過去10年の職員数推移

(単位：人)

給料表	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
① 行政職	6,647	6,574	6,612	6,615	6,382	6,389	6,403	6,405	6,363	6,319
25年度比	100.0	98.9	99.5	99.5	96.0	96.1	96.3	96.4	95.7	95.1
② 研究職	348	349	350	354	358	357	351	341	343	337
25年度比	100.0	100.3	100.6	101.7	102.9	102.6	100.9	98.0	98.6	96.8
③ 医療職(1)	29	26	27	25	28	26	23	23	23	24
25年度比	100.0	89.7	93.1	86.2	96.6	89.7	79.3	79.3	79.3	82.8
④ 医療職(2)	427	364	333	328	301	290	290	286	301	280
25年度比	100.0	85.2	78.0	76.8	70.5	67.9	67.9	67.0	70.5	65.6
⑤ 医療職(3)	115	114	111	105	108	111	114	112	111	108
25年度比	100.0	99.1	96.5	91.3	93.9	96.5	99.1	97.4	96.5	93.9
⑥ 福祉職	106	102	100	103	104	102	101	105	109	114
25年度比	100.0	96.2	94.3	97.2	98.1	96.2	95.3	99.1	102.8	107.5
⑦ 大学教育職	-	-	-	-	-	-	-	42	45	44
25年度比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 高校教育職	6,345	6,383	6,458	6,498	6,537	6,499	6,476	6,594	6,601	6,451
25年度比	100.0	100.6	101.8	102.4	103.0	102.4	102.1	103.9	104.0	101.7
⑨ 中小教育職	15,756	15,622	15,561	15,383	9,437	9,377	9,353	9,554	9,385	9,207
25年度比	100.0	99.1	98.8	97.6	59.9	59.5	59.4	60.6	59.6	58.4
⑩ 公安職	6,077	6,088	6,127	6,129	6,158	6,178	6,167	6,167	6,173	6,166
25年度比	100.0	100.2	100.8	100.9	101.3	101.7	101.5	101.5	101.6	101.5
⑪ 任期付研究員	9	8	6	3	1	-	-	-	-	-
25年度比	100.0	88.9	66.7	33.3	11.1	-	-	-	-	-
全職	35,859	35,630	35,685	35,543	29,414	29,329	29,278	29,629	29,454	29,050
25年度比	100.0	99.4	99.5	99.1	82.0	81.8	81.6	82.6	82.1	81.0

出典：職員給与実態調査

(注) 25年度比は平成25年度を100とした指数

「-」は調査実人員が0であることを示します。

過去10年の平均年齢推移

(単位：歳)

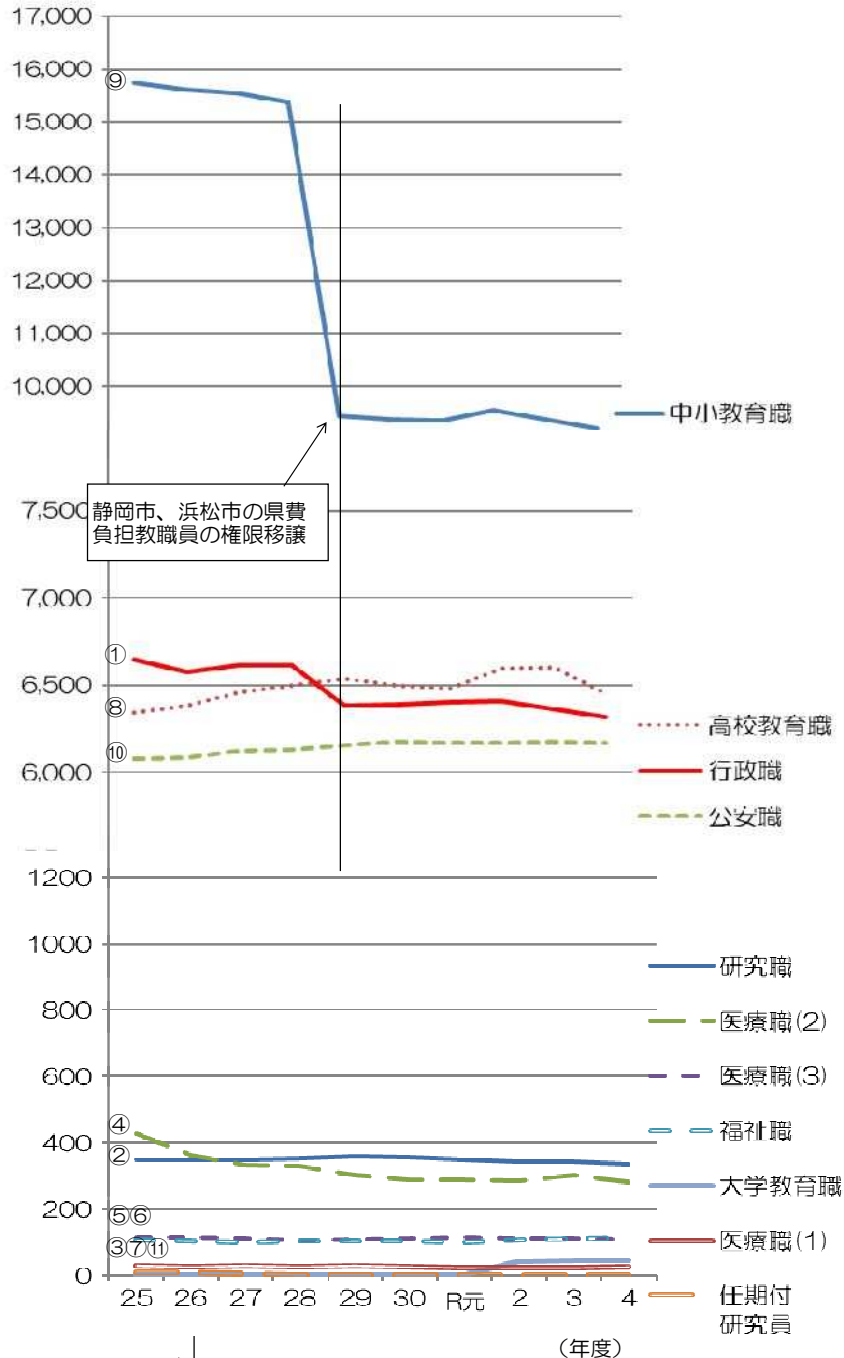
給料表	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
行政職	42.6	42.5	42.5	42.4	42.3	42.4	42.2	42.2	42.3	42.2
25年度との差	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.3	-0.2	-0.4	-0.4	-0.3	-0.4
研究職	42.0	42.3	42.7	42.8	43.3	43.2	43.3	42.7	42.9	43.0
25年度との差	0.0	0.3	0.7	0.8	1.3	1.2	1.3	0.7	0.9	1.0
医療職(1)	42.1	43.4	43.5	45.0	45.1	44.9	47.2	44.8	45.4	44.9
25年度との差	0.0	1.3	1.4	2.9	3.0	2.8	5.1	2.7	3.3	2.8
医療職(2)	39.0	39.6	39.4	38.8	39.2	39.6	40.0	39.7	39.8	40.7
25年度との差	0.0	0.6	0.4	-0.2	0.2	0.6	1.0	0.7	0.8	1.7
医療職(3)	44.1	43.5	43.8	43.6	43.1	41.9	41.2	40.7	40.3	38.7
25年度との差	0.0	-0.6	-0.3	-0.5	-1.0	-2.2	-2.9	-3.4	-3.8	-5.4
福祉職	38.0	37.9	37.0	37.6	38.3	38.6	38.3	38.5	39.1	38.2
25年度との差	0.0	-0.1	-1.0	-0.4	0.3	0.6	0.3	0.5	1.1	0.2
大学教育職	-	-	-	-	-	-	-	54.3	55.3	56.8
25年度との差	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高校教育職	44.2	44.1	44.0	43.8	43.6	43.4	43.2	43.2	43.1	43.1
25年度との差	0.0	-0.1	-0.2	-0.4	-0.6	-0.8	-1.0	-1.0	-1.1	-1.1
中小教育職	44.3	44.1	44.0	43.8	43.1	42.7	42.3	42.0	41.7	41.5
25年度との差	0.0	-0.2	-0.3	-0.5	-1.2	-1.6	-2.0	-2.3	-2.6	-2.8
公安職	38.4	38.3	38.1	38.0	38.0	38.0	38.1	38.1	38.2	38.3
25年度との差	0.0	-0.1	-0.3	-0.4	-0.4	-0.4	-0.3	-0.3	-0.2	-0.1
任期付研究員	37.7	39.3	41.0	48.9	*	-	-	-	-	-
25年度との差	0.0	1.6	3.3	11.2	*	-	-	-	-	-
全職	42.9	42.7	42.6	42.5	41.9	41.8	41.6	41.5	41.4	41.3
25年度との差	0.0	-0.2	-0.3	-0.4	-1.0	-1.1	-1.3	-1.4	-1.5	-1.6

出典：職員給与実態調査

(注) 「*」は調査実人員が1であることを示します。

「-」は調査実人員が0であることを示します。

職員数推移



静岡市、浜松市の県費負担教職員の権限移譲

平成23~26年度
100人(実績105人)

↑

一般行政部門職員削減計画

2 県職員採用試験・警察官採用試験の状況

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度（全体））

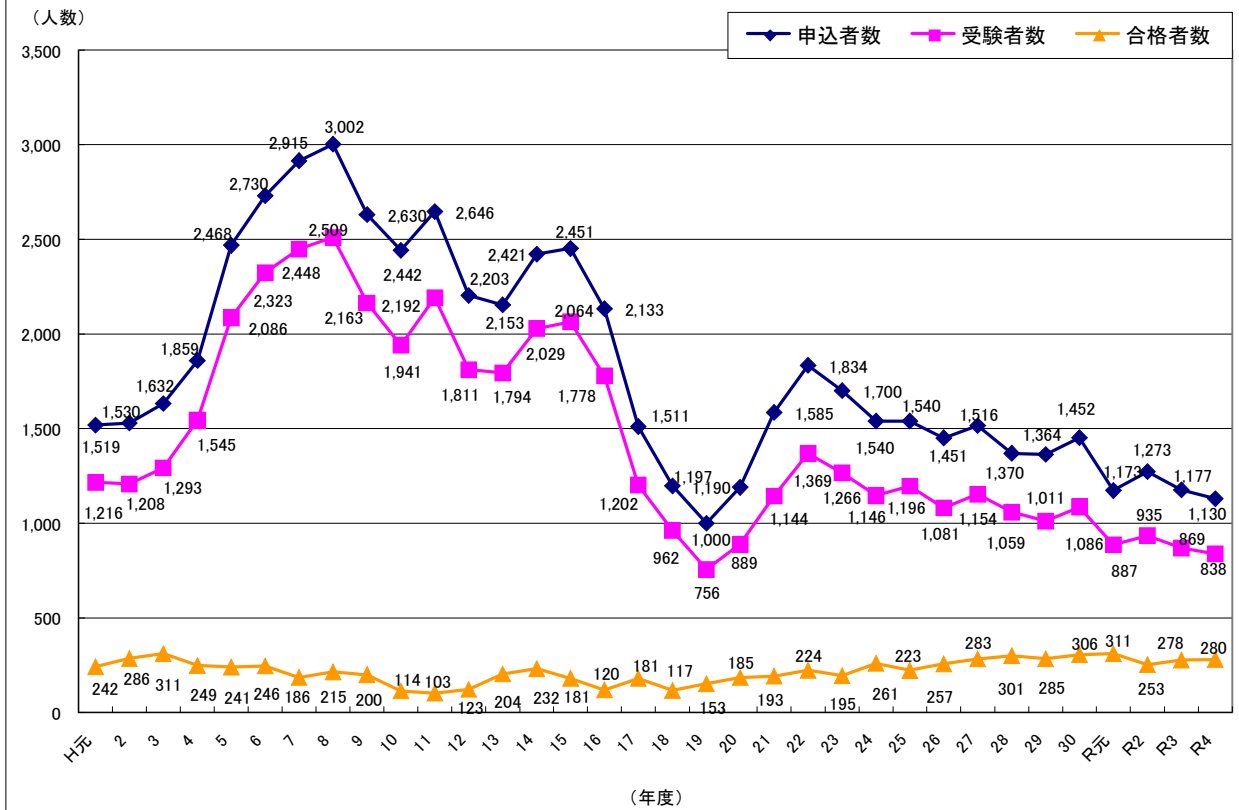
ア 実施状況

(単位：人、倍)

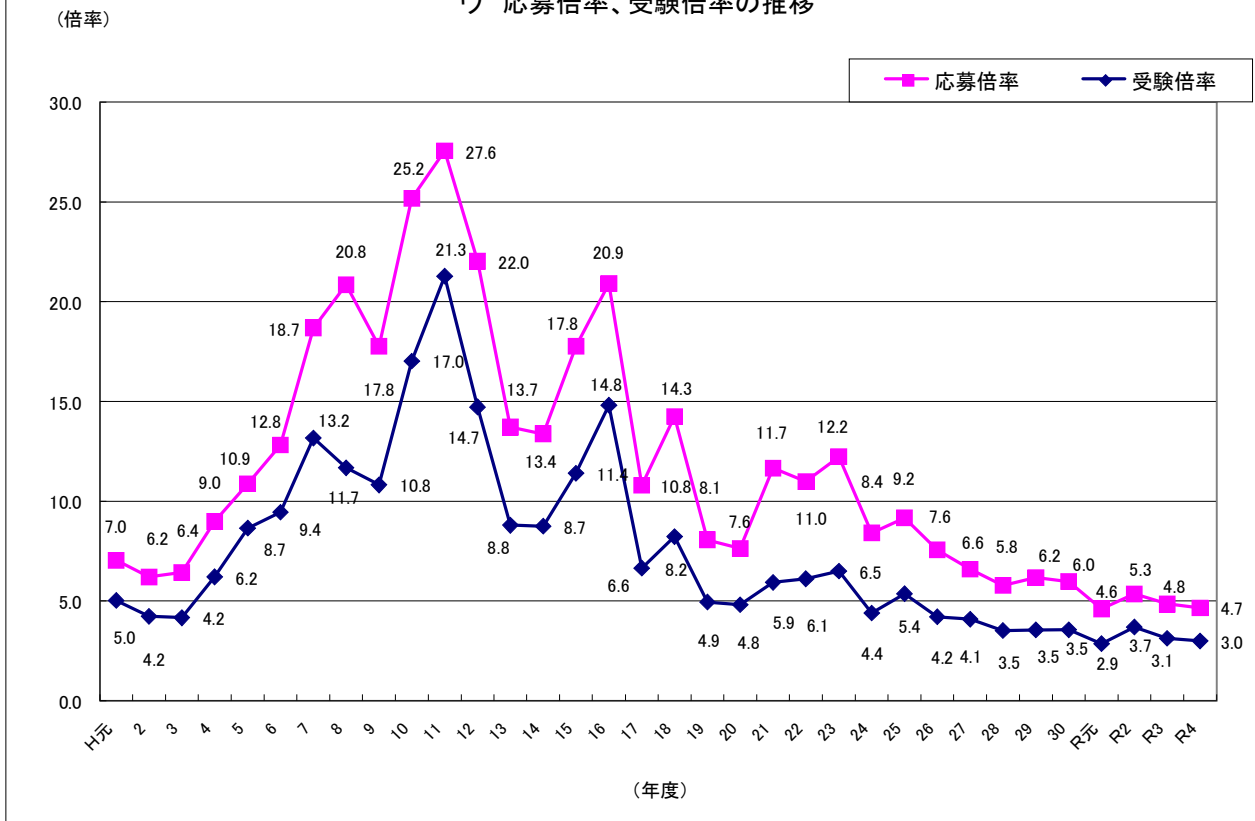
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D	県内有効 求人倍率
H元	216	1,519 (374)	7.0	1,216 (296)	242 (41)	5.0	1.98
2	247	1,530 (413)	6.2	1,208 (322)	286 (83)	4.2	2.09
3	254	1,632 (466)	6.4	1,293 (358)	311 (84)	4.2	1.91
4	207	1,859 (572)	9.0	1,545 (478)	249 (63)	6.2	1.34
5	227	2,468 (789)	10.9	2,086 (660)	241 (56)	8.7	1.05
6	213	2,730 (982)	12.8	2,323 (815)	246 (70)	9.4	0.91
7	156	2,915 (1,013)	18.7	2,448 (859)	186 (47)	13.2	0.90
8	144	3,002 (1,075)	20.8	2,509 (892)	215 (73)	11.7	0.97
9	148	2,630 (939)	17.8	2,163 (770)	200 (45)	10.8	0.96
10	97	2,442 (951)	25.2	1,941 (738)	114 (31)	17.0	0.73
11	96	2,646 (1,063)	27.6	2,192 (870)	103 (40)	21.3	0.69
12	100	2,203 (876)	22.0	1,811 (712)	123 (58)	14.7	0.89
13	157	2,153 (870)	13.7	1,794 (636)	204 (78)	8.8	0.82
14	181	2,421 (933)	13.4	2,029 (784)	232 (94)	8.7	0.80
15	138	2,451 (967)	17.8	2,064 (802)	181 (68)	11.4	0.91
16	102	2,133 (815)	20.9	1,778 (684)	120 (55)	14.8	1.08
17	140	1,511 (613)	10.8	1,202 (505)	181 (81)	6.6	1.17
18	84	1,197 (478)	14.3	962 (371)	117 (54)	8.2	1.24
19	124	1,000 (408)	8.1	756 (301)	153 (75)	4.9	1.20
20	156	1,190 (471)	7.6	889 (338)	185 (89)	4.8	0.87
21	136	1,585 (674)	11.7	1,144 (478)	193 (90)	5.9	0.40
22	167	1,834 (712)	11.0	1,369 (525)	224 (85)	6.1	0.52
23	139	1,700 (620)	12.2	1,266 (448)	195 (73)	6.5	0.65
24	183	1,540 (493)	8.4	1,146 (369)	261 (92)	4.4	0.79
25	168	1,540 (568)	9.2	1,196 (450)	223 (99)	5.4	0.90
26	192	1,451 (499)	7.6	1,081 (374)	257 (109)	4.2	1.10
27	230	1,516 (536)	6.6	1,154 (422)	283 (126)	4.1	1.21
28	237	1,370 (504)	5.8	1,059 (388)	301 (132)	3.5	1.39
29	221	1,364 (527)	6.2	1,011 (387)	285 (140)	3.5	1.58
30	243	1,452 (526)	6.0	1,086 (385)	306 (118)	3.5	1.68
R元	255	1,173 (415)	4.6	887 (319)	311 (124)	2.9	1.48
R2	238	1,273 (464)	5.3	935 (336)	253 (109)	3.7	0.97
R3	243	1,177	4.8	869	278	3.1	1.16
R4	243	1,130	4.7	838	280	3.0	1.27

(注) () 内は女性人数で全体の内数、R3～受験申込時の性別記載欄を廃止

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



バブル景気

平成不況

いざなぎ景気

リーマンショック 東日本大震災 新型コロナウイルス感染拡大

(2) 県職員採用試験 (大学卒業程度 (行政))

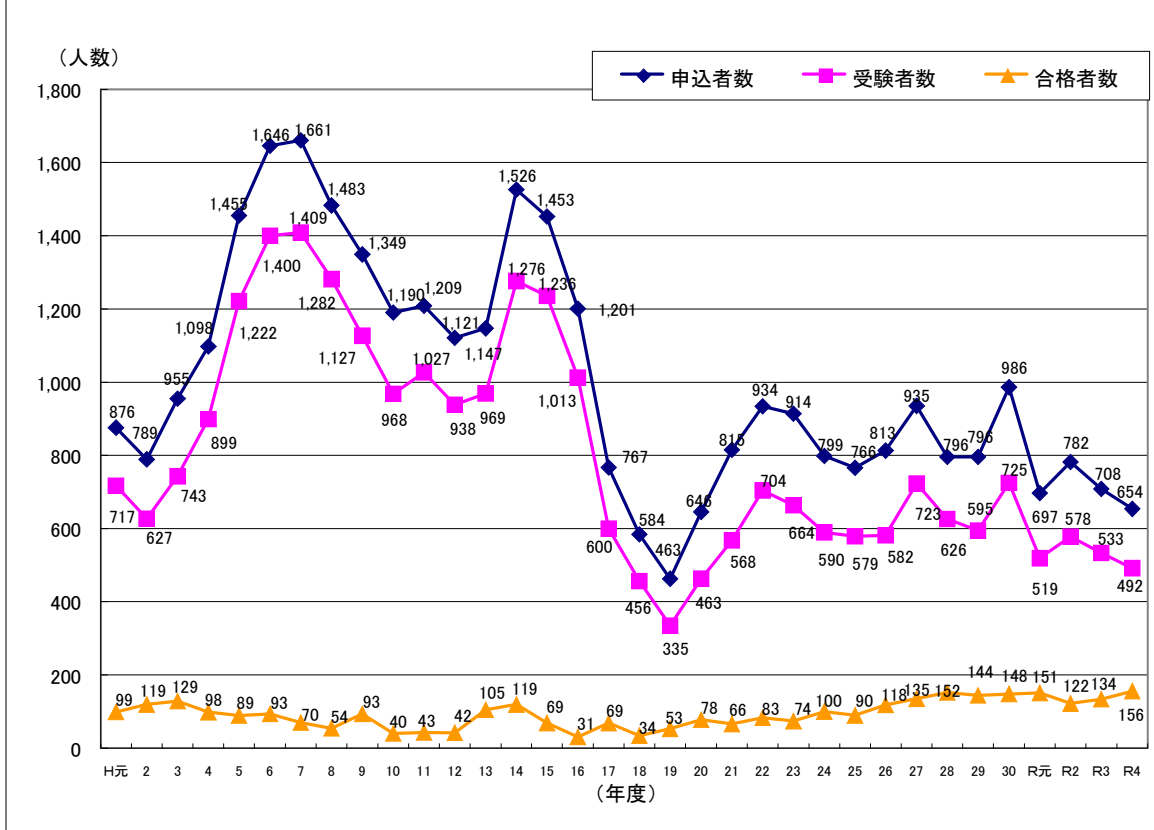
ア 実施状況

(単位:人、倍)

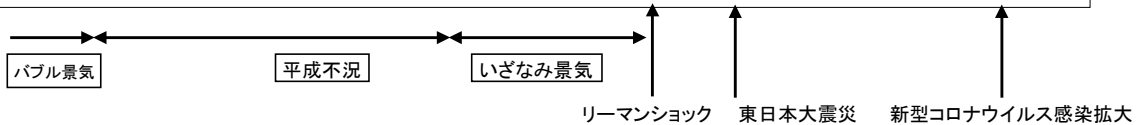
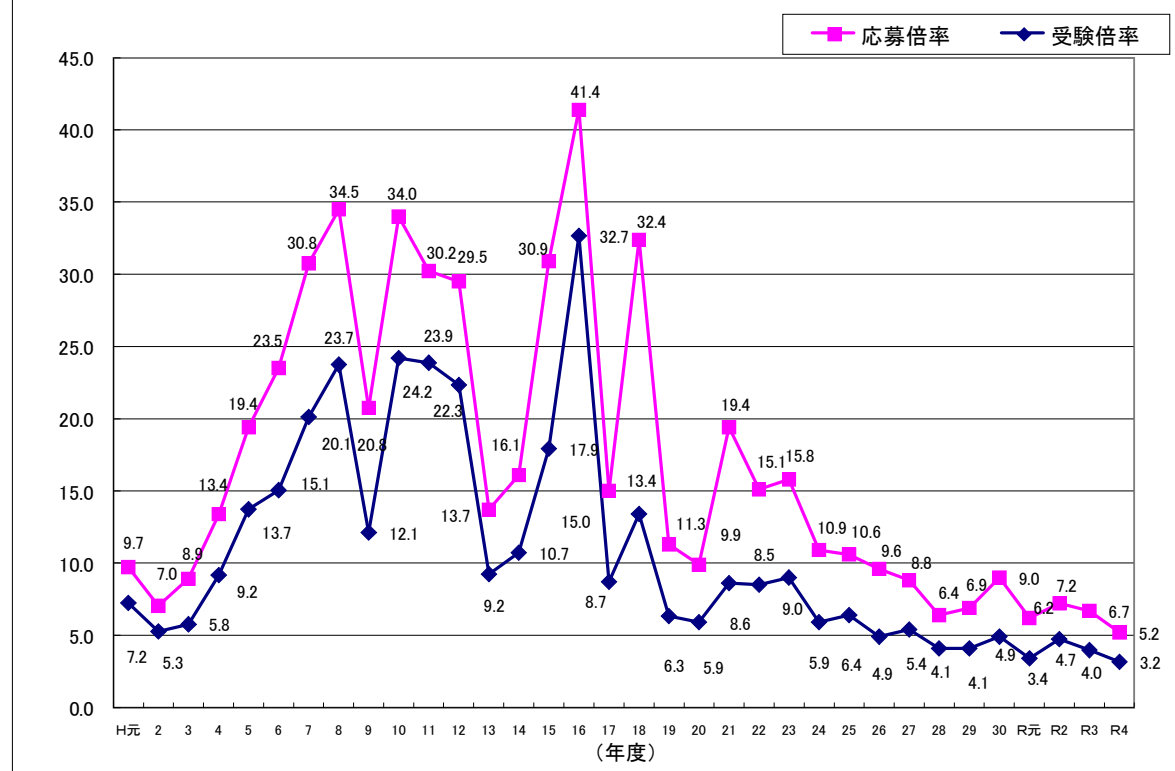
年度	区分	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	行政	90	876 (195)	9.7	717 (154)	99 (9)	7.2
2	行政	112	789 (205)	7.0	627 (153)	119 (34)	5.3
3	行政	107	955 (274)	8.9	743 (207)	129 (36)	5.8
4	行政	82	1,098 (341)	13.4	899 (285)	98 (21)	9.2
5	行政	75	1,455 (458)	19.4	1,222 (378)	89 (23)	13.7
6	行政	70	1,646 (590)	23.5	1,400 (487)	93 (26)	15.1
7	行政	54	1,661 (558)	30.8	1,409 (476)	70 (17)	20.1
8	行政	43	1,483 (478)	34.5	1,282 (407)	54 (17)	23.7
9	行政	65	1,349 (437)	20.8	1,127 (371)	93 (20)	12.1
10	行政	35	1,190 (405)	34.0	968 (321)	40 (8)	24.2
11	行政	40	1,209 (409)	30.2	1,027 (343)	43 (13)	23.9
12	行政	38	1,121 (366)	29.5	938 (305)	42 (15)	22.3
13	行政 教育	65 19	1,147 (391)	13.7	969 (334)	86 (32) 19 (10)	9.2
14	行政 教育	80 15	1,526 (574)	16.1	1,276 (475)	103 (41) 16 (9)	10.7
15	行政 教育	40 7	1,453 (517)	30.9	1,236 (426)	61 (19) 8 (5)	17.9
16	行政 教育	23 6	1,201 (412)	41.4	1,013 (355)	25 (10) 6 (4)	32.7
17	行政 教育	50 1	767 (254)	15.0	600 (205)	68 (28) 1 (1)	8.7
18	行政 教育	18 0	584 (198)	32.4	456 (144)	23 (7) 11 -	13.4
19	行政 教育	36 5	463 (160)	11.3	335 (110)	47 (23) 6 (5)	6.3
20	行政 教育	55 10	646 (238)	9.9	463 (154)	68 (34) 10 (3)	5.9
21	行政 教育	30 12	815 (288)	19.4	568 (194)	54 (19) 12 (7)	8.6
22	行政 教育	52 10	934 (307)	15.1	704 (219)	70 (24) 13 (3)	8.5
23	行政 教育	45 13	914 (324)	15.8	664 (230)	58 (23) 16 (8)	9.0
24	行政 教育	60 13	799 (239)	10.9	590 (168)	85 (28) 15 (2)	5.9
25	行政 教育	60 12	766 (285)	10.6	579 (215)	75 (37) 15 (4)	6.4
26	行政 教育	70 15	813 (264)	9.6	582 (195)	103 (42) 15 (5)	4.9
27	行政 教育 総合型	80 16 10	635 (208)	6.6	504 (172)	100 (41) 16 (6) 19 (10)	4.3 11.5
28	従来型 総合型	85 40	535 (187)	6.3	428 (145)	112 (44) 40 (22)	3.8 5.0
29	従来型 総合型	85 30	517 (174)	6.1	401 (134)	114 (52) 30 (16)	3.5 6.5
30	従来型 総合型	70 40	469 (159)	6.7	388 (133)	100 (36) 48 (13)	3.9 7.0
R元	I II	73 40	404 (141)	5.5 7.3	316 (115)	106 (45) 45 (12)	3.0 4.5
R2	I II	71 37	408 (141)	5.7 10.1	318 (106)	81 (32) 41 (17)	3.9 6.3
R3	I II	69 36	429	6.2 7.8	325 208	94 40	3.5 5.2
R4	I II	85 40	376	4.4 7.0	290 202	111 45	2.6 4.5

(注) () 内は女性人数で全体の内数、R3～受験申込時の性別記載欄を廃止

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



(3) 警察官採用試験

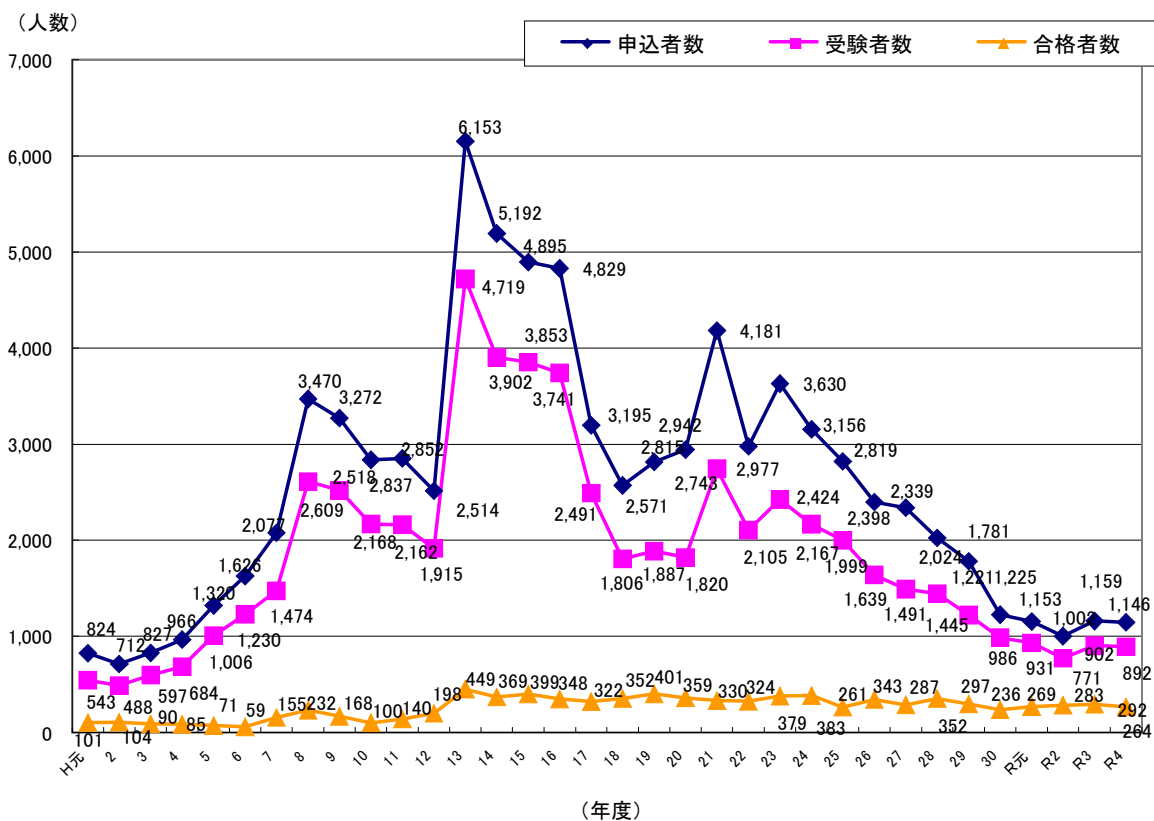
ア 実施状況

(単位：人、倍)

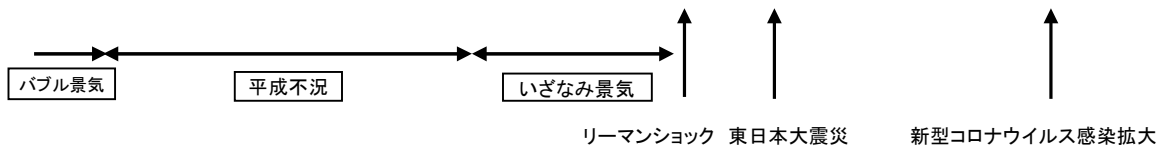
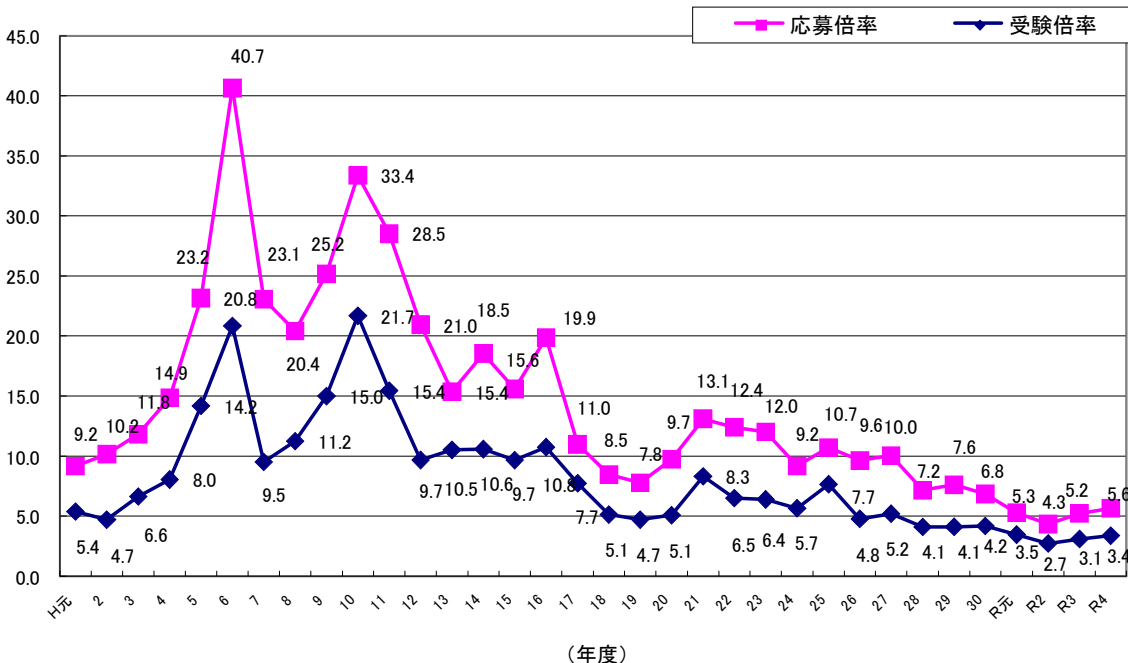
年度	公募数 A	申込者数 B	応募倍率 B/A	受験者数 C	合格者数 D	受験倍率 C/D
H元	90	824 (0)	9.2	543 (0)	101 (0)	5.4
2	70	712 (0)	10.2	488 (0)	104 (0)	4.7
3	70	827 (236)	11.8	597 (197)	90 (13)	6.6
4	65	966 (304)	14.9	684 (239)	85 (13)	8.0
5	57	1,320 (412)	23.2	1,006 (323)	71 (11)	14.2
6	40	1,626 (464)	40.7	1,230 (343)	59 (12)	20.8
7	90	2,077 (580)	23.1	1,474 (395)	155 (24)	9.5
8	170	3,470 (834)	20.4	2,609 (605)	232 (40)	11.2
9	130	3,272 (854)	25.2	2,518 (652)	168 (48)	15.0
10	85	2,837 (832)	33.4	2,168 (600)	100 (22)	21.7
11	100	2,852 (830)	28.5	2,162 (613)	140 (25)	15.4
12	120	2,514 (642)	21.0	1,915 (478)	198 (32)	9.7
13	400	6,153 (1,471)	15.4	4,719 (1,125)	449 (98)	10.5
14	280	5,192 (1,138)	18.5	3,902 (821)	369 (52)	10.6
15	314	4,895 (949)	15.6	3,853 (716)	399 (30)	9.7
16	243	4,829 (846)	19.9	3,741 (612)	348 (25)	10.8
17	291	3,195 (571)	11.0	2,491 (421)	322 (22)	7.7
18	304	2,571 (403)	8.5	1,806 (280)	352 (31)	5.1
19	362	2,815 (480)	7.8	1,887 (311)	401 (60)	4.7
20	302	2,942 (556)	9.7	1,820 (323)	359 (33)	5.1
21	319	4,181 (822)	13.1	2,743 (514)	330 (30)	8.3
22	240	2,977 (620)	12.4	2,105 (386)	324 (32)	6.5
23	302	3,630 (725)	12.0	2,424 (444)	379 (42)	6.4
24	344	3,156 (558)	9.2	2,167 (365)	383 (53)	5.7
25	263	2,819 (559)	10.7	1,999 (352)	261 (38)	7.7
26	249	2,398 (445)	9.6	1,639 (278)	343 (52)	4.8
27	233	2,339 (552)	10.0	1,491 (302)	287 (43)	5.2
28	283	2,024 (449)	7.2	1,445 (289)	352 (53)	4.1
29	234	1,781 (380)	7.6	1,221 (237)	297 (47)	4.1
30	179	1,225 (242)	6.8	986 (192)	236 (45)	4.2
R元	218	1,153 (277)	5.3	931 (232)	269 (42)	3.5
R2	231	1,002 (200)	4.3	771 (150)	283 (43)	2.7
R3	222	1,159 (293)	5.2	902 (231)	292 (47)	3.1
R4	203	1,146 (262)	5.6	892 (200)	264 (46)	3.4

(注) ()内は女性人数で全体の内数

イ 申込者数、受験者数及び合格者数の推移



ウ 応募倍率、受験倍率の推移



3 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 人事委員会勧告公民較差の推移

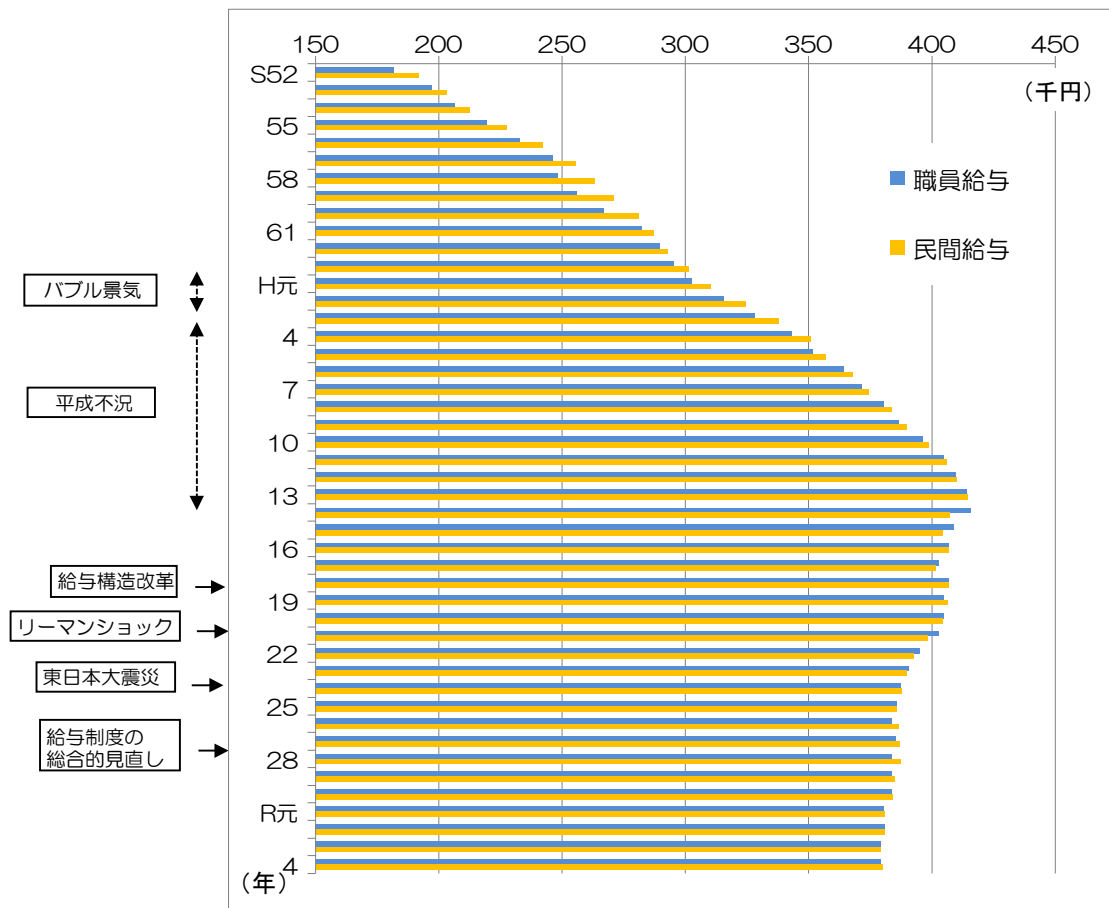
年	勧告日	職員給与	民間給与	公民較差		国の官民較差(参考)		給料表	期末手当	勤勉手当	計	対前年増減
				率(%)	金額(円)	率(%)	金額(円)					
S52	52.10.11	182,002	191,931	6.9	12,549	5.66	10,010	○	3.9	1.1	5.0	
53	53.10.25	197,263	203,364	3.79	7,482	3.36	6,472	○	3.8	1.1	4.9	▲ 0.10
54	54.10.24	206,767	212,577	3.63	7,507	3.18	6,463	○	3.8	1.1	4.9	0.00
55	55.10.20	219,527	227,495	4.55	9,985	3.81	8,110	○	3.8	1.1	4.9	0.00
56	56.10.20	233,018	242,200	5.04	11,745	4.11	9,234	○	3.8	1.1	4.9	0.00
57	57.10.19	246,290	255,483	4.53	11,158	3.81	9,077	○	3.8	1.1	4.9	0.00
58	58.10.20	248,428	263,384	6.43	15,976	6.20	14,855	○	3.8	1.1	4.9	0.00
59	59.10.18	255,907	271,250	6.39	16,349	6.17	15,139	○	3.8	1.1	4.9	0.00
60	60.10.18	267,084	280,982	5.51	14,737	5.32	13,462	○	3.8	1.1	4.9	0.00
61	61.10.17	282,264	287,425	2.28	6,426	2.03	5,433	○	3.8	1.1	4.9	0.00
62	62.10.19	289,637	293,113	1.46	4,241	1.31	3,597	○	3.8	1.1	4.9	0.00
63	63.10.14	295,456	301,152	2.33	6,878	2.00	5,560	○	3.8	1.1	4.9	0.00
H元	1.10.13	302,788	310,169	3.08	9,319	2.55	7,280	○	3.9	1.2	5.1	0.20
2	2.10.19	315,649	324,477	3.66	11,552	2.94	8,680	○	4.15	1.2	5.35	0.25
3	3.10.14	328,124	337,768	3.68	12,062	3.05	9,327	○	4.25	1.2	5.45	0.10
4	4.10.13	343,140	350,830	2.83	9,694	2.35	7,526	○	4.25	1.2	5.45	0.00
5	5.10.13	351,917	357,023	1.88	6,609	1.59	5,250	○	4.1	1.2	5.3	▲ 0.15
6	6.10.12	364,315	367,927	1.17	4,257	1.03	3,485	○	4.0	1.2	5.2	▲ 0.10
7	7.10.11	371,634	374,463	0.88	3,260	0.80	2,788	○	4.0	1.2	5.2	0.00
8	8.10.11	380,682	383,657	0.91	3,466	0.84	2,977	○	4.0	1.2	5.2	0.00
9	9.10.9	386,520	389,615	0.97	3,740	0.91	3,287	○	4.05	1.2	5.25	0.05
10	10.10.9	396,232	398,861	0.73	2,879	0.72	2,642	○	4.05	1.2	5.25	0.00
11	11.10.8	404,967	405,984	0.25	1,025	0.28	1,062	○	3.75	1.2	4.95	▲ 0.30
12	12.10.10	409,773	410,167	0.10	394	0.12	457		3.6	1.15	4.75	▲ 0.20
13	13.10.4	414,195	414,496	0.07	310	0.08	311		3.55	1.15	4.7	▲ 0.05
14	14.10.4	415,654	407,192	▲ 2.04	▲ 8,462	▲ 2.02	▲ 7,801	▲	3.5	1.15	4.65	▲ 0.05
15	15.10.6	408,824	404,362	▲ 1.09	▲ 4,462	▲ 1.07	▲ 4,054	▲	3.0	1.4	4.4	▲ 0.25
16	16.10.4	406,884	406,865	▲ 0.005	▲ 19	0.01	39		3.0	1.4	4.4	0.00
17	17.10.3	402,745	401,464	▲ 0.32	▲ 1,281	▲ 0.36	▲ 1,389	▲	3.0	1.45	4.45	0.05
18	18.10.2	406,898	406,876	▲ 0.005	▲ 22	0.00	18		3.0	1.45	4.45	0.00
19	19.10.9	404,709	406,219	0.37	1,510	0.35	1,352	○	3.0	1.5	4.5	0.05
20	20.10.10	404,607	404,263	▲ 0.09	▲ 344	0.04	136		3.0	1.5	4.5	0.00
21	21.10.6	402,652	398,117	▲ 1.13	▲ 4,535	▲ 0.22	▲ 863	▲	2.75	1.4	4.15	▲ 0.35
22	22.10.6	395,128	392,763	▲ 0.6	▲ 2,365	▲ 0.19	▲ 757	▲	2.6	1.35	3.95	▲ 0.20
23	23.10.26	390,458	389,710	▲ 0.19	▲ 748	▲ 0.23	▲ 899	▲	2.6	1.35	3.95	0.00
24	24.10.19	387,580	387,649	0.02	69	▲ 0.07	▲ 273		2.6	1.35	3.95	0.00
25	25.10.17	385,856	385,908	0.01	52	0.02	76		2.6	1.35	3.95	0.00
26	26.10.17	383,630	386,410	0.72	2,780	0.27	1,090	○	2.6	1.5	4.1	0.15
27	27.10.15	385,503	387,008	0.39	1,505	0.36	1,469	○	2.6	1.6	4.2	0.10
28	28.10.13	383,881	387,255	0.88	3,374	0.17	708	○	2.6	1.7	4.3	0.10
29	29.10.12	384,035	384,896	0.22	861	0.15	631	○	2.6	1.8	4.4	0.10
30	30.10.11	383,511	384,147	0.17	636	0.16	655	○	2.6	1.85	4.45	0.05
R元	1.10.10	380,487	380,904	0.11	417	0.09	387	○	2.6	1.9	4.5	0.05
2	2.10.21特別給 2.11.9月例給	380,783	380,752	▲ 0.01	▲ 31	▲ 0.04	▲ 164		2.55	1.9	4.45	▲ 0.05
3	3.10.14	379,274	379,332	0.02	58	0.00	▲ 19		2.4	1.9	4.3	▲ 0.15
4	4.10.14	379,174	379,946	0.20	772	0.23	921	○	2.4	2.0	4.4	0.10

(注) 1 現行のラスパイレース方式による給与勧告制度は昭和35年から実施。

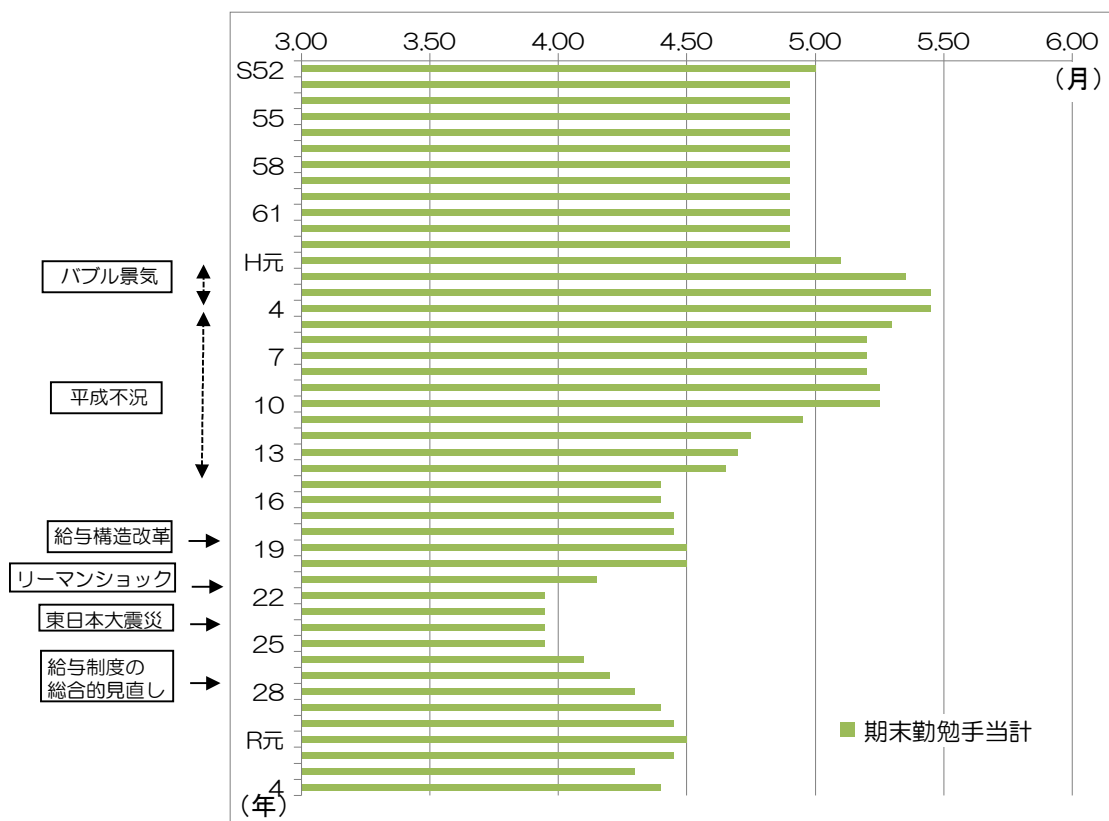
2 昭和63年から平成13年までについては民間給与の遡及改定分が含まれているため、職員給与と民間給与の差が公民較差と一致しません。

3 給料表の○は増額改定、▲は減額改定。

職員給与及び民間給与の推移



期末勤勉手当の支給月数の推移



(2) 令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要 (令和4年10月14日公表資料)

I 報告及び勧告

- 1 報告及び勧告日 令和4年10月14日(木)
- 2 本年の給与勧告のポイント

(3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ)

- ・ 民間給与との較差(0.20%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ。
- ・ 民間の支給割合との均衡を考慮し、ボーナスを引上げ(0.10月分)。

II 給与について

公民の較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

調査対象 447事業所中、383事業所の約1万9千人の個人別給与を調査
(調査対象：県内に所在する企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業)

ア 月例給

公民の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴の同じ者同士を比較

(民間給与との較差)

民間給与	職員給与	較差
379,946円	379,174円	772円(0.20%)

(注) 行政職
平均年齢 42.7歳

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給割合 4.41月(職員の支給月数 4.30月)

(2) 給与の改定

ア 月例給

a 行政職給料表

人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定

大卒程度試験に係る初任給を3,000円、高卒程度試験に係る初任給を4,000円引上げ
これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定

b その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給状況を踏まえ、年間4.30月から4.40月に引き上げ、勤勉手当に配分
(一般職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	年間
4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)	4.40月
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)	
5年度 期末手当	1.20月	1.20月	4.40月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月	

[実施時期]

- ・ 月例給(給料表)：令和4年4月1日
- ・ 特別給(ボーナス)：令和4年12月1日

Ⅲ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等

本年の人事院勧告で報告された、定年の引上げといった社会や公務の変化に応じた給与制度のアップデートについて、今後の国の状況を注視し検討が必要
テレワークに関する給与面での対応についても、国の状況を注視し手当の枠組みについての検討が必要。あわせて、通勤手当は、通勤経費の負担の在り方などの検討が必要

Ⅳ 職員の勤務条件等に関する諸課題

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 過度な時間外労働の是正

令和3年度に時間外勤務の上限時間の特例を超えた職員は405人と2年度に比べ109人増加。健康被害が発生しないよう縮減が必要。本委員会は、管理職によるマネジメントの徹底等を指示した上で、これらによっても解消できない場合は、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員確保、組織全体として業務の合理化等の取組により解消を図ることを改めて指導。任命権者には、全ての職員に対して、時間外勤務の上限規制を守る意識を徹底させるとともに、デジタル化の推進や業務量削減事例の横展開などにより、過度な時間外労働を是正することを強く求める。

(2) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、令和3年度に時間外在校等時間の上限時間の特例を超えた教育職員の割合は21.6%であり、健康への深刻な影響が危惧され、一刻も早い縮減が必要。本委員会は、県教育委員会に対し、部活動の改善や職員の時間管理の意識の改善を助言。また、小中学校においても、上限時間の原則を超えた教育職員の割合が増加。県教育委員会には、市町教育委員会とも連携して、部活動指導員等の重点配置など、学校の業務改善を支援する取組の充実を求める。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者は、子育て等の休暇・休業制度の拡充を踏まえ、利用の勧奨や利用しやすい職場風土づくりに一層取り組むことが必要。特に、知事部局以外は男性の育児休業取得率が低い状況にあることから、取得されなかった要因に応じた実効性のある取組を一層進めることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

多様な働き方は、子育て等のために時間の制約がある職員の能力発揮等に資することから、任命権者には、勤務形態等の在り方について調査・研究を行い、多様な働き方の実現を求める。

2 職員の心身の健康の保持・増進

(1) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は5年連続で増加し深刻な状況。任命権者は、高ストレス者が早期に医師との面談等ができるよう、オンラインの活用により利便性の向上を図るとともに、精神疾患の発生防止に向け、長期療養者の傾向等を分析し、より効果的な取組を進めることが必要。

(2) ハラスメント防止対策の推進

全てのハラスメントの防止には職員全体の意識の向上が不可欠であることから、任命権者には、研修等を通じた防止意識の徹底や、事案に迅速・適切に対応できる体制の充実を求める。

3 人材の確保

職員採用試験の受験者数が全体的に減少し、技術系の一部の職種は採用人数が募集人数を下回る事態が常態化。本委員会は任命権者と連携して、採用試験の改善やオンラインを活用した情報発信の充実などにより、人材の確保に努める。特に、獣医師について、採用試験の実施時期や内容の見直し、給与面での改善など多角的に取り組む。

4 障害者雇用等に関する取組

県教育委員会には、法定雇用率の達成に向けた実効性の高い取組の推進を強く求める。任命権者には、障害のある職員への支援のみならず所属職員に対する研修の充実などにより、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

事務処理の放置など職務に関する懲戒処分事案が多く発生。任命権者には、高い使命感、倫理観を兼ね備えた職員を育む組織風土づくりに一層取り組むことを求める。

(3) 令和4年人事委員会勧告の状況（都道府県別）

都道府県	R4公民給与				R4公民較差		R4給料表 の改定	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)	給料表	改定前	改定後	改定月数
北海道	17	370,055	17	370,901	846	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
青森県	45	345,335	45	346,420	1,085	0.31	引上げ	4.20	4.30	0.10
岩手県	43	348,842	43	349,857	1,015	0.29	引上げ	4.30	4.40	0.10
宮城県	28	361,163	29	362,077	914	0.25	引上げ	4.30	4.40	0.10
秋田県	30	360,537	32	361,163	626	0.17	引上げ	4.20	4.30	0.10
山形県	24	363,436	24	364,168	732	0.20	引上げ	4.25	4.35	0.10
福島県	21	366,864	21	367,647	783	0.21	引上げ	4.25	4.35	0.10
茨城県	9	375,761	9	376,590	829	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
栃木県	25	363,349	24	364,168	819	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
群馬県	16	370,302	16	370,958	656	0.18	引上げ	4.30	4.40	0.10
埼玉県	8	378,368	8	379,308	940	0.25	引上げ	4.30	4.40	0.10
千葉県	29	361,060	28	362,261	1,201	0.33	引上げ	4.30	4.40	0.10
東京都	1	404,024	1	404,852	828	0.20	引上げ	4.45	4.55	0.10
神奈川県	2	390,037	2	391,101	1,064	0.27	引上げ	4.30	4.40	0.10
新潟県	12	373,533	12	374,226	693	0.19	引上げ	4.30	4.40	0.10
富山県	31	360,495	30	361,428	933	0.26	引上げ	4.30	4.40	0.10
石川県	32	360,436	31	361,284	848	0.24	引上げ	4.30	4.40	0.10
福井県	36	357,066	36	357,868	802	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
山梨県	13	372,440	14	373,237	797	0.21	引上げ	4.30	4.40	0.10
長野県	10	374,380	10	375,214	834	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
岐阜県	20	367,192	20	368,044	852	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
静岡県	6	379,174	7	379,946	772	0.20	引上げ	4.30	4.40	0.10
愛知県	7	378,961	6	380,016	1,055	0.28	引上げ	4.30	4.40	0.10
三重県	4	383,627	4	384,036	409	0.11	見直し	4.30	4.40	0.10
滋賀県	11	373,672	11	374,723	1,051	0.28	引上げ	4.30	4.40	0.10
京都府	18	369,043	18	370,165	1,122	0.30	引上げ	4.30	4.40	0.10
大阪府	14	372,252	13	373,395	1,143	0.31	引上げ	4.30	4.40	0.10
兵庫県	3	386,104	3	387,063	959	0.25	引上げ	4.30	4.40	0.10
奈良県	23	364,257	23	365,194	937	0.26	引上げ	4.25	4.35	0.10

都道府県	R4公民給与				R4公民較差		R4給料表 の改定 給料表	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)		改定前	改定後	改定月数
和歌山県	19	367,307	19	368,091	784	0.21	引上げ	4.30	4.40	0.10
鳥取県	46	344,977	46	346,146	1,169	0.34	引上げ	3.95	4.10	0.15
島根県	39	351,936	39	353,159	1,223	0.35	引上げ	4.00	4.15	0.15
岡山県	15	370,791	15	371,364	573	0.15	引上げ	4.30	4.40	0.10
広島県	5	379,436	5	380,249	813	0.21	引上げ	4.30	4.40	0.10
山口県	34	358,602	34	359,741	1,139	0.32	引上げ	4.30	4.40	0.10
徳島県	27	363,088	27	363,872	784	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
香川県	33	359,508	33	360,322	814	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
愛媛県	38	353,387	38	354,378	991	0.28	引上げ	4.30	4.40	0.10
高知県	47	333,070	47	333,772	702	0.21	引上げ	4.15	4.20	0.05
福岡県	22	365,532	22	366,510	978	0.27	引上げ	4.30	4.40	0.10
佐賀県	44	347,368	44	348,202	834	0.24	引上げ	4.30	4.40	0.10
長崎県	26	363,136	26	364,010	874	0.24	引上げ	4.30	4.40	0.10
熊本県	35	358,259	35	359,077	818	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
大分県	40	351,630	40	352,994	1,364	0.39	引上げ	4.30	4.40	0.10
宮崎県	41	349,746	41	350,642	896	0.26	引上げ	4.35	4.40	0.05
鹿児島県	37	356,243	37	357,149	906	0.25	引上げ	4.30	4.40	0.10
沖縄県	42	349,123	42	349,983	860	0.25	引上げ	4.30	4.40	0.10
国	—	405,049	—	405,970	921	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10

(4) 令和4年人事委員会勧告の状況（政令市、和歌山市、特別区）

政令市等	R4公民給与				R4公民較差		R4給料表 の改定 給料表	賞与の改定		
	職員給与 順位	職員給与 (円)	民間給与 順位	民間給与 (円)	較差 (円)	較差 (%)		改定前	改定後	改定月数
札幌市	22	349,222	22	349,974	752	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
仙台市	18	371,686	18	372,497	811	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
さいたま市	2	399,327	2	400,238	911	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
千葉市	3	399,072	3	399,823	751	0.19	引上げ	4.30	4.40	0.10
横浜市	10	387,066	10	387,932	866	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
川崎市	1	411,643	1	412,547	904	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
相模原市	17	374,606	17	375,455	849	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
新潟市	20	364,309	20	365,026	717	0.20	引上げ	4.30	4.40	0.10
静岡市	14	376,722	14	376,962	240	0.06	引上げ	4.30	4.40	0.10
浜松市	19	371,402	19	372,057	655	0.18	引上げ	4.25	4.40	0.15
名古屋市	11	386,525	11	386,990	465	0.12	引上げ	4.30	4.40	0.10
京都市	6	394,907	7	395,015	108	0.03	—	4.30	4.40	0.10
大阪市	7	391,981	4	399,545	7,564	1.93	引上げ	4.30	4.40	0.10
堺市	8	391,063	8	392,025	962	0.25	引上げ	4.30	4.40	0.10
神戸市	4	396,576	5	397,429	853	0.22	引上げ	4.30	4.40	0.10
岡山市	9	389,864	9	390,655	791	0.20	引上げ	4.30	4.40	0.10
広島市	16	374,701	16	375,607	906	0.24	引上げ	4.30	4.40	0.10
北九州市	5	394,990	6	395,602	612	0.15	引上げ	4.30	4.40	0.10
福岡市	12	379,768	12	380,204	436	0.11	引上げ	4.30	4.40	0.10
熊本市	21	353,965	21	354,914	949	0.27	引上げ	4.30	4.40	0.10
和歌山市	15	374,834	15	375,713	879	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10
特別区	13	378,512	13	379,408	896	0.24	引上げ	4.45	4.55	0.10
国	—	405,049	—	405,970	921	0.23	引上げ	4.30	4.40	0.10

(5) 過去における「勤務条件等に関する諸課題」の報告項目

年度	項 目	委員名
H18	1 時間外勤務の縮減及び職員の健康管理 時間外縮減、メンタルヘルス対策、生活習慣病の予防 2 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 3 育児のための短時間勤務制度等及び自己啓発等休業制度 育児・介護のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の検討 4 職員の能力開発及び育成	井口 賢明 川口 正俊 内山 博之
H19	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 派遣研修の充実、自己啓発休業制度の整備・活用 2 勤務時間の見直し 3 時間外勤務の縮減 4 心の健康管理 メンタルヘルス対策 5 男女が共同して働きやすい職場環境づくり 6 新たな人事評価制度の導入	井口 賢明 澤田 茂夫 内山 博之
H20	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2 時間外勤務の縮減 3 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 4 男女が共に働きやすい職場環境づくり 育児短時間勤務制度を利用した環境づくり 5 コンプライアンスの徹底	井口 賢明 澤田 茂夫 寺田 一彦
H21	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 育児休業、看護又は介護のための休暇制度の充実 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 心の健康管理（メンタルヘルス対策） 2 職員の士気高揚と公務員倫理の徹底 (1) 活気あふれる職場環境づくり (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底 3 臨時及び非常勤の職員の処遇 勤務条件、任用のあり方研究、臨時的任用教育職員のあり方	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H22	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減 2 職員の健康管理 メンタルヘルス対策、病休制度見直し 3 非常勤職員の処遇 非常勤の育児休業導入	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭

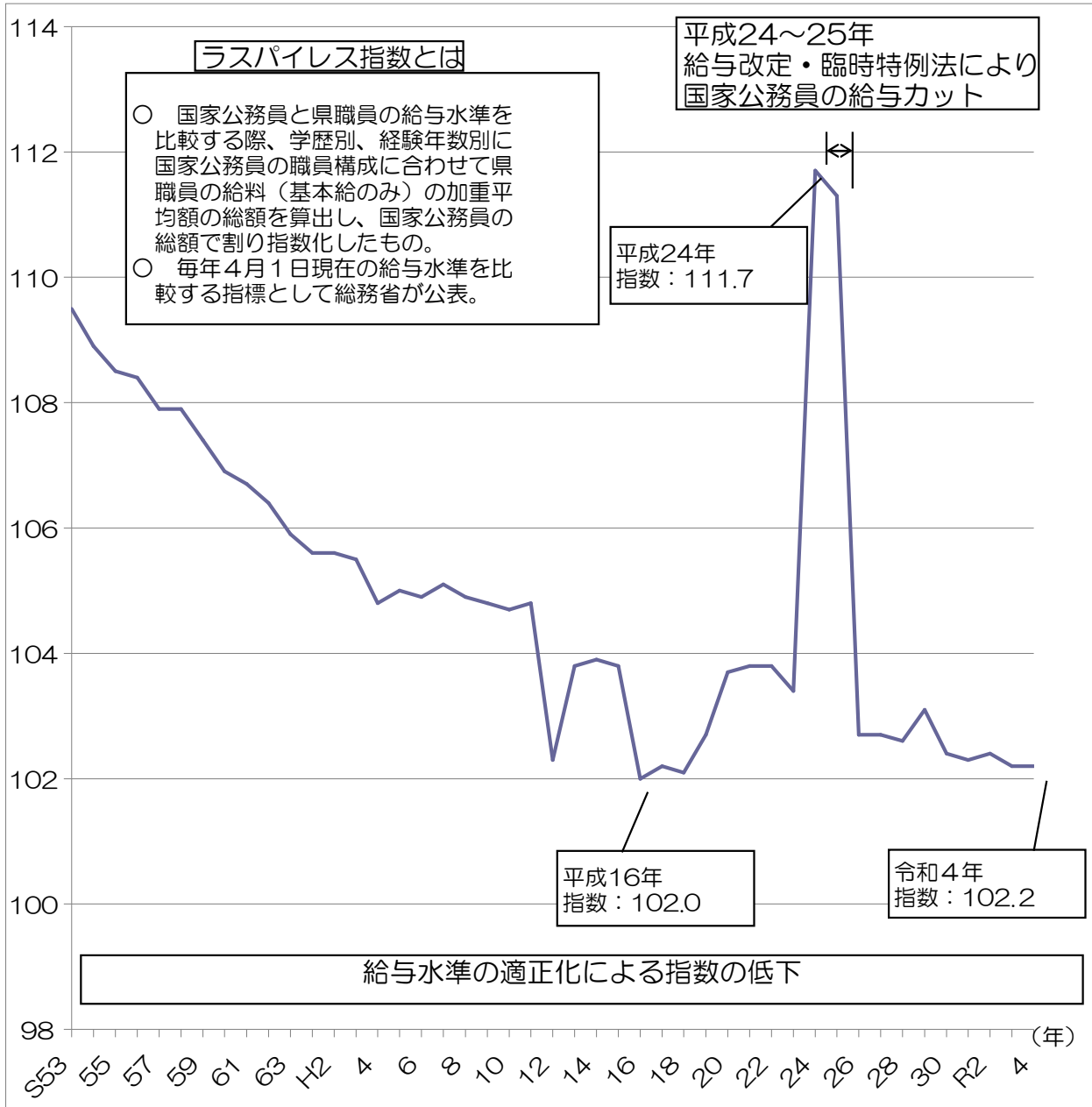
年度	項目	委員名
H23	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 育児休業、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 定年延長に向けた制度の見直し	寺田 一彦 澤田 茂夫 小川 良昭
H24	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 子育て支援、時間外縮減、教員多忙化 2 メンタルヘルス対策 パワハラ・セクハラの防止 3 高齢期における職員の雇用問題	小川 良昭 澤田 茂夫 岸田 勝彦
H25	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 時間外勤務の縮減 (3) 教育職員の多忙化の解消 (4) 配偶者帯同休業制度 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H26	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教育職員の多忙化の解消 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 (1) 雇用と年金の接続の在り方 (2) 再任用職員の給与 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H27	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (1) 子育て支援及び介護支援 (2) 過度な時間外勤務の解消 (3) 教職員の多忙化の解消 (4) 柔軟で多様な働き方と働きやすい職場環境づくり 2 メンタルヘルス対策 3 雇用と年金の接続 4 公務員制度改革 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦

年度	項目	委員名
H28	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) メンタルヘルス対策 (2) ハラスメント対策 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 池谷 亨士 岸田 勝彦
H29	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 3 雇用と年金の接続 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
H30	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 人事評価制度の整備 5 臨時・非常勤職員の勤務条件の改善 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岸田 勝彦
R元	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 会計年度任用職員制度の円滑導入 6 障害者雇用に関する取組 7 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男

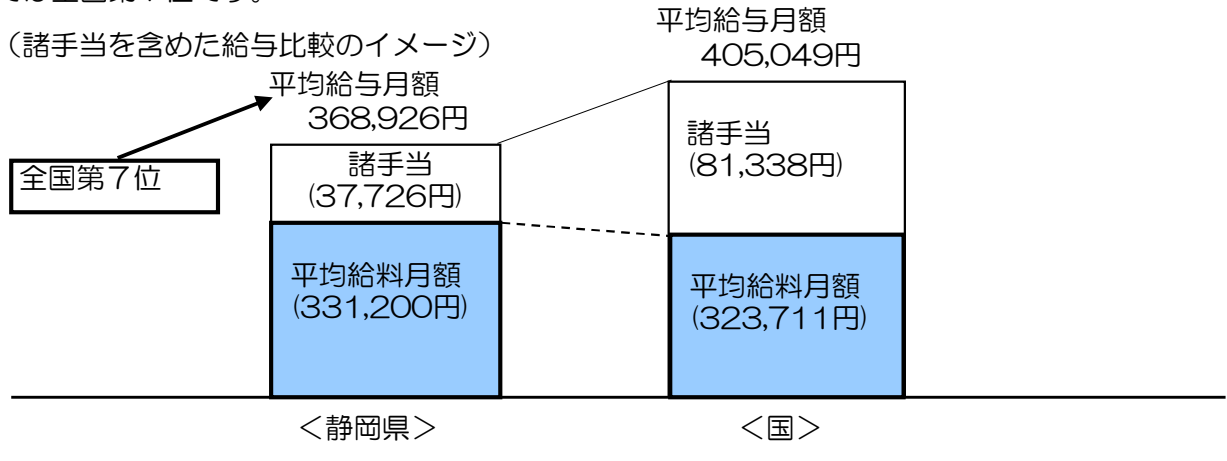
年度	項 目	委員名
R2	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 定年の引上げ 4 能力・実績に基づく人事管理の推進 5 障害者雇用に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 白井 満 岡部比呂男
R3	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 人材の確保 5 障害者雇用等に関する取組 6 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男
R4	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (1) 過度な時間外労働の是正 (2) 教職員の多忙化の解消 (3) 子育て支援及び介護支援等の充実 (4) 多様な働き方の実現 2 職員の心身の健康の保持・増進 (1) 心の健康づくりの推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 3 人材の確保 4 障害者雇用等に関する取組 5 公務に対する信頼の確保	小川 良昭 佐藤 典生 岡部比呂男

4 ラスパイレス指数の推移

(1) 本県のラスパイレス指数推移



国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した令和4年のラスパイレス指数は、国を100.0とした場合に102.2と全国第1位となっていますが、平均給与月額については全国第7位です。



(2) ラスパイレス指数推移（都道府県別）

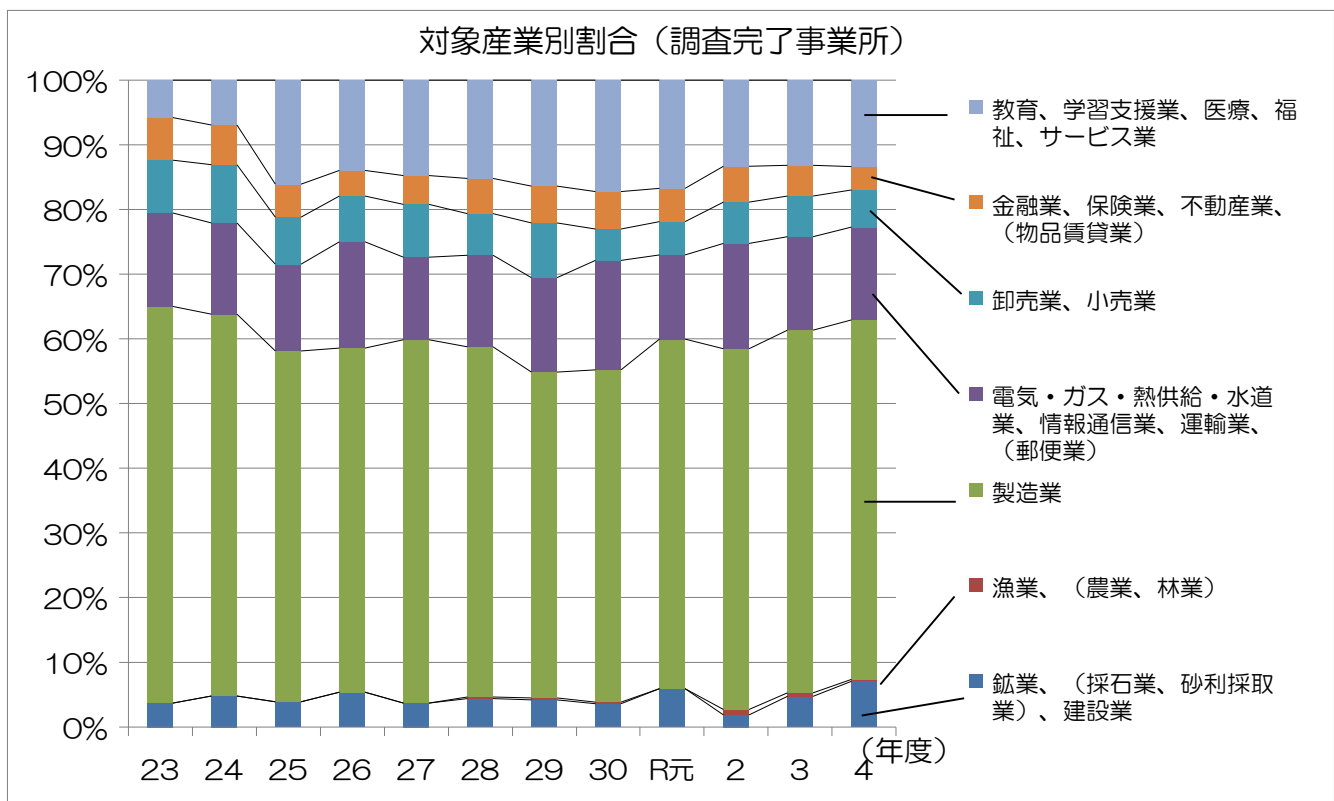
年 県名	S45年		55年		H元年		5年		10年		30年		31年		R2年		R3年		R4年		R4-R3 平均給与月額による全国順位	平均給与月額(円)	位
	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位	指数	位			
北海道	105.9	20	105.6	27	102.1	41	102.3	40	102.3	39	98.6	38	99.0	36	99.2	35	99.2	34	99.1	33	△ 0.1	360,451	17
青森	98.7	44	103.6	40	103.0	32	102.1	43	102.8	25	97.9	44	97.4	45	97.3	45	96.8	45	96.8	45	0.0	338,540	45
岩手	98.0	45	101.8	47	101.7	42	102.2	41	102.5	35	99.3	33	99.2	34	99.3	31	99.5	26	99.6	23	0.1	347,464	38
宮城	99.2	43	106.7	13	103.2	29	102.9	33	102.9	23	100.0	25	99.9	23	100.1	19	100.1	19	100.0	19	△ 0.1	353,402	29
秋田	101.7	38	103.6	40	101.6	44	102.8	35	102.6	30	101.1	6	100.4	12	100.4	15	100.2	16	100.2	14	0.0	355,966	27
山形	97.8	46	102.6	45	102.6	37	103.2	26	103.7	13	100.4	15	100.1	18	100.1	19	100.0	20	100.0	19	0.0	357,459	23
福島	103.9	27	106.7	13	103.3	26	103.1	30	102.6	30	100.7	11	100.5	10	100.6	14	100.4	12	100.4	12	0.0	357,531	22
茨城	105.5	21	106.8	11	104.0	14	104.0	14	103.5	15	101.0	8	101.0	4	100.7	11	100.4	12	100.2	14	△ 0.2	365,866	10
栃木	104.0	26	105.6	27	104.8	9	104.2	10	103.2	17	101.0	8	100.8	6	100.7	11	100.3	15	100.2	14	△ 0.1	352,911	30
群馬	104.2	25	104.4	39	104.0	14	103.9	16	103.6	14	100.4	15	100.2	15	100.3	17	100.2	16	100.1	17	△ 0.1	361,845	15
埼玉	108.6	11	111.1	4	106.0	5	105.1	5	104.3	5	100.3	20	100.0	22	101.4	4	101.0	5	100.7	4	△ 0.3	366,137	9
千葉	107.4	17	109.4	6	106.0	5	104.4	9	103.0	18	100.1	24	99.9	23	99.9	22	99.8	22	99.7	22	△ 0.1	356,016	26
東京	121.8	1	111.6	2	107.2	2	107.4	1	104.8	3	101.4	5	101.0	4	100.9	7	100.8	7	100.6	7	△ 0.2	398,502	1
神奈川	116.8	2	112.2	1	108.2	1	107.1	2	105.1	2	102.5	1	101.7	2	101.9	3	101.6	3	100.7	4	△ 0.9	384,072	2
新潟	101.6	40	104.8	36	102.4	39	103.2	26	103.0	18	100.4	15	100.1	18	99.0	36	99.1	35	99.1	33	0.0	354,121	28
富山	100.8	42	106.0	24	103.7	22	103.4	22	103.0	18	99.2	34	99.2	34	99.3	31	99.3	32	99.4	28	0.1	352,131	32
石川	108.1	13	106.6	17	102.6	37	102.7	37	102.5	35	99.9	26	99.7	26	99.8	23	99.8	22	99.5	25	△ 0.3	349,822	34
福井	102.5	35	105.3	30	104.0	14	103.1	30	102.6	30	99.8	27	99.4	28	99.6	28	99.4	30	99.3	30	△ 0.1	347,952	36
山梨	103.3	31	104.8	36	102.9	34	103.4	22	102.3	39	100.3	20	100.7	7	100.9	7	100.4	12	100.5	9	0.1	364,536	11
長野	105.2	22	105.4	29	104.9	8	103.8	17	102.4	38	100.2	22	100.4	12	100.3	17	100.2	16	100.4	12	0.2	364,415	12
岐阜	108.2	12	106.3	19	103.0	32	102.8	35	103.0	18	99.4	32	99.5	27	99.7	25	99.6	25	99.5	25	△ 0.1	359,745	21
静岡	113.9	5	108.5	8	105.6	7	105.0	6	104.7	4	102.4	2	102.3	1	102.4	2	102.2	1	102.2	1	0.0	368,926	7
愛知	115.6	4	111.4	3	107.0	3	105.7	4	104.3	5	101.0	8	100.7	7	102.5	1	102.1	2	101.3	2	△ 0.8	374,807	4
三重	106.4	18	106.3	19	103.3	26	103.4	22	102.7	28	101.9	3	101.6	3	101.4	4	101.4	4	101.3	2	△ 0.1	372,166	6
滋賀	110.9	9	105.9	25	103.6	24	103.2	26	102.1	42	99.5	31	99.3	31	100.8	9	100.7	9	100.1	17	△ 0.6	362,061	14
京都	107.8	14	106.3	19	103.7	22	103.8	17	102.1	42	99.1	35	99.3	31	99.4	30	99.5	26	99.0	35	△ 0.5	359,759	20
大阪	116.4	3	109.3	7	107.0	3	106.1	3	105.2	1	101.6	4	100.5	10	100.7	11	100.9	6	100.7	4	△ 0.2	372,403	5
兵庫	113.8	6	108.5	8	104.1	12	104.6	7	103.8	12	100.4	15	100.1	18	99.8	23	99.8	22	99.5	25	△ 0.3	377,354	3
奈良	112.8	7	106.8	11	103.8	18	103.4	22	102.6	30	99.7	28	99.4	28	99.7	25	99.4	30	99.2	32	△ 0.2	359,770	19
和歌山	112.1	8	109.5	5	104.7	10	104.0	14	102.9	23	99.7	28	99.3	31	99.6	28	99.5	26	99.6	23	0.1	360,058	18
鳥取	109.2	10	106.7	13	103.8	18	103.5	21	103.0	18	95.3	47	95.3	47	95.4	47	95.5	47	95.8	47	0.3	344,396	39
島根	102.7	34	106.7	13	103.3	26	102.1	43	101.2	45	98.1	42	98.3	40	98.5	41	98.5	41	98.1	42	△ 0.4	341,192	43
岡山	107.6	16	106.2	23	103.8	18	103.8	17	103.3	16	100.6	12	100.3	14	100.4	15	100.5	11	100.5	9	0.0	360,998	16
広島	105.2	22	107.1	10	104.4	11	104.5	8	104.0	8	100.4	15	100.1	18	101.2	6	100.8	7	100.5	9	△ 0.3	368,098	8
山口	106.0	19	105.1	31	104.1	12	103.2	26	102.1	42	100.5	13	100.2	15	99.3	31	98.9	37	99.0	35	0.1	347,644	37
徳島	103.6	30	104.9	34	103.6	24	104.2	10	103.9	9	98.7	37	98.2	41	99.0	36	99.1	35	99.0	35	△ 0.1	362,376	13
香川	101.4	41	105.1	31	102.3	40	102.9	33	104.2	7	98.1	42	98.4	39	98.6	39	98.8	38	98.9	38	0.1	356,936	25
愛媛	103.7	28	103.3	44	101.4	46	103.0	32	102.6	30	98.3	40	98.5	38	98.6	39	98.7	40	98.6	40	△ 0.1	348,948	35
高知	103.7	28	105.8	26	103.8	18	103.6	20	102.5	35	99.1	35	98.6	37	98.8	38	98.8	38	98.8	39	0.0	331,510	47
福岡	107.7	15	103.5	43	103.2	29	104.1	12	103.9	9	101.1	6	100.6	9	100.8	9	100.6	10	100.6	7	0.0	356,994	24
佐賀	103.1	32	102.0	46	101.6	44	101.7	46	100.7	47	100.5	13	100.2	15	100.0	21	99.9	21	99.9	21	0.0	341,091	44
長崎	101.9	36	106.4	18	104.0	14	104.1	12	103.9	9	98.2	41	98.2	41	98.2	42	98.2	42	98.2	41	0.0	352,624	31
熊本	101.8	37	105.0	33	102.9	34	102.2	41	102.7	28	100.2	22	99.9	23	99.7	25	99.5	26	99.4	28	△ 0.1	351,187	33
大分	102.9	33	104.6	38	102.7	36	102.5	39	102.8	25	99.7	28	99.4	28	99.3	31	99.3	32	99.3	30	0.0	342,960	41
宮崎	104.4	24	103.6	40	101.7	42	101.8	45	101.1	46	97.8	45	97.5	44	97.5	44	97.4	44	97.4	44	0.0	336,472	46
鹿児島	101.7	38	104.9	34	103.2	29	102.6	38	102.8	25	96.6	46	96.2	46	96.2	46	96.2	46	96.3	46	0.1	343,845	40
沖縄	-	-	106.3	19	101.3	47	100.9	47	102.3	39	98.5	39	98.2	41	98.2	42	98.1	43	98.1	42	0.0	342,800	42
全国	108.6		106.9		104.2		104.0		103.3		100.1		99.8		100.0		99.9		99.8				
備考	全国順位については、ラスパイレス指数小数第1位まで。 平成28年からは、福祉職を除く一般行政職の指数。																						

5 職種別民間給与実態調査標本事業所数の推移

(単位：事業所)

	静岡県	静岡市	浜松市	合計	前年度からの増減の要因
23年度	200	113	105	418	母集団事業所の減少
24年度	203	113	105	421	母集団事業所の増加
25年度	221	130	117	468	対象産業の拡大により増加
26年度	220	128	117	465	母集団事業所の減少
27年度	211	132	117	460	母集団事業所の減少
28年度	206	121	117	444	母集団事業所の減少
29年度	222	127	117	466	母集団事業所の増加
30年度	224	125	118	467	母集団事業所の増加
R元年度	223	127	121	471	母集団事業所の増加
2年度	210	119	120	449	新型コロナウイルス感染症に対処している医療現場の厳しい環境に鑑み、医療層（病院等）を調査対象から除外
3年度	210	116	118	444	母集団事業所の減少
4年度	213	116	118	447	母集団事業所の増加

(注) 標本事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所（母集団事業所）から無作為に抽出された、訪問調査の対象となる事業所。



(注) ()内は平成20年度から追加された産業。ただし、農業、林業及びサービス業の一部については平成25年度から追加。

6 勤務条件に関する措置要求の推移

年度	判定件数						取下げ
		棄却	却下 (判定)	却下 (決定)	一部棄却・ 一部却下	一部棄却・ 一部却下・ 一部認容	
H 25	1	1					
26	1			1			1
27							
28							
29							
30							
R 元							
2							
3	2			2			
4	1			1			
計	5	1	0	4	0	0	1

7 不利益処分に関する審査請求の推移

年度	裁決件数						取下げ
		棄却	却下	一部承認・ 一部却下	処分取消	処分修正	
H 25	1	1					
26							
27							
28	1					1	1
29							
30							1
R 元	1	1					
2	1	1					
3	1					1	1
4	2	2					
計	7	5	0	0	0	2	3

8 苦情相談の受付処理状況

任命権者 相談区分	県知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了	受付	相談 終了
平成30年度 (件)										
任用関係			3	3	1	1	1	1	5	5
給与関係			1	1	1	1	1	1	3	2
勤務条件	1	1	3	3	2	2	2	2	8	8
懲戒分限	1	1	1	1	1	1			3	3
パワハラ	3	3	2	1	5	7	2	2	12	13
セクハラ										
いじめ等	1	1	3	3					4	4
その他	1	1	2	2					3	3
計	7	7	15	14	10	12	6	5	38	38
令和元年度 (件)										
任用関係	1	1					3	3	4	4
給与関係	1				1	1		1	2	2
勤務条件	2	2	2	2	3	3	3	3	10	10
懲戒分限	1	1	1	1					2	2
パワハラ	1	1	2	3	4	4	1	1	8	9
セクハラ										
いじめ等	2	2	4	4	2	2	2	1	10	9
その他	5	5	4	4					9	9
計	13	12	13	14	10	10	9	9	45	45
令和2年度 (件)										
任用関係	4	4	2	2	2	2			8	8
給与関係	1	2	1	1					2	3
勤務条件	9	9	8	8	3	3	2	2	22	22
懲戒分限							1	1	1	1
パワハラ	1		2	2	8	8	3	3	14	13
セクハラ	1	1							1	1
いじめ等	2	2						1	2	3
その他	4	4	2	2	2	2			8	8
計	22	22	15	15	15	15	6	7	58	59
令和3年度 (件)										
任用関係	4	4	1	1	0	0	3	3	8	8
給与関係	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
勤務条件	2	2	4	4	3	3	3	3	12	12
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクハラ	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	4	5	5	5	2	2	3	3	14	15
いじめ等	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5
計	17	18	12	12	6	6	10	10	45	46
令和4年度 (件)										
任用関係	1	1	2	2	0	0	2	2	5	5
給与関係	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
勤務条件	6	6	6	6	1	1	4	4	17	17
懲戒分限	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
セクハラ	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
マタハラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ	3	3	3	3	1	1	3	3	10	10
いじめ等	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6
その他	6	6	2	2	1	1	1	1	10	10
計	19	19	17	17	5	5	12	12	53	53

人事委員会事務局の基本理念と行動指針

1 基本理念

県の未来を担う人材を見出し、
職員が働きやすい環境づくりをサポートします。

この基本理念は、静岡県が「県民暮らし満足度日本一」を目指して効率的な行政運営を推進するため、人事委員会事務局が①優秀な人材の確保、②適正な給与制度等の勤務条件の確保、③職員が働きやすい職場環境の確保を図ることにより、職員が十分にその能力を発揮できるよう支援することを表現したものです。

2 行動指針

人事委員会事務局職員一人ひとりがこの行動指針に基づき、常に適正な業務の執行と改革・改善に努めていきます。

- ・私たちは、魅力ある県の仕事を積極的に PR し、優秀な人材の確保に取り組みます。
- ・私たちは、職員の勤務条件を調査研究し、適正な制度の立案に取り組みます。
- ・私たちは、法令を遵守し、公正・中立な立場で職員の人事管理や労働環境の適正化を確保します。
- ・私たちは、職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、改革・改善に取り組みます。

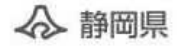


人 事 委 員 会 年 報
令和4年度版

令和5年6月発行

編集・発行 静岡県人事委員会事務局
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
(TEL) 054-221-2273 (FAX) 054-254-3982

ともに創ろう静岡県の未来



静岡県未来クリエイター

大募集



とにかく静岡県が好き
富士山が見える
食堂がめっちゃうまい
若手職員の意見も聞いてもらえる
研修の内容がマジ勉強になる

自分の趣味に打ち込む時間がとれやすい
先輩たちがとても優しい

休憩制度が充実
みんなやさしい
休みがとれる
専門知識でも
いろいろな
事業に携
われる

思ったより女子が多い
尊敬できる先輩がいる
夢が持てた
自分の考えを仕事に反映できる
公務員だけど商品開発に携われる
自分の好きなことを仕事にできた

多分野にわたる経験を積んでシニアリスタートを始めるためのサポート体制が充実

自分だけでなく、自分以外の人もサポートできる

とにかく福利厚生がしっかりしている
制度が充実しているだけでなく使いやすい
時差通勤を推奨している

スシヤリストをめざすこともできる

専門知識を生かせるような環境が整っている

とにかく静岡県が好き

静岡県人事委員会事務局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

(電話) 054-221-2275

(メール) shokuin@pref.shizuoka.lg.jp

(HP) <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/saiyoinfo/employ/>